

第

4

章

「快適」：快適な生活環境の創造

亀山市一般廃棄物処理基本計画 (生活排水処理基本計画)



第4章 「快適」：快適な生活環境の創造

(亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）)

私たちが毎日の生活を送るまち。この「まち」での生活を快適なものにするためには、美しいまちを守るとともに、まちがより美しくなるよう取り組んでいかなければなりません。

また、発展する社会経済活動の中で事業活動による環境への負荷の低減の取組を重ねるとともに、きれいな水を守っていく必要があります。

本章では、私たちがこれからも健康で安全・安心な生活を営み、より快適で豊かな生活を実現するために必要な施策について記載しています。

1 「快適」：快適な生活環境の創造について

(1) 「快適」に関する現況

本市では、亀山市景観計画を定め、歴史や自然などの優れた景観を保全するとともに、道路ふれあい月間の実施、市内全域の自治会を対象としたクリーン大作戦・特定の箇所を対象としたクリーン作戦の実施や市民等のボランティアが行う環境美化活動への支援など、市内における環境美化の取組を進めています。

また、市内各地の環境測定を継続して実施し、環境に関する現状を把握するとともに、事業者と行政との環境保全協定(※)の締結を進めるなど、事業活動による生活環境への影響の低減に努めています。

生活排水処理については、公共下水道の整備、農業集落排水施設の適正な維持管理、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、し尿処理施設の適正な運営管理を行っています。

一方、ごみの不法投棄や市内の道路沿いには、空き缶、吸い殻等の投棄は依然なくなっておらず、ペットのふん害、空き地や空き家の雑草管理などへの対応を求める声が大きくなっています。

また、事業活動が環境に与える影響は大きく、事業者による環境配慮の取組への関心が高まっています。

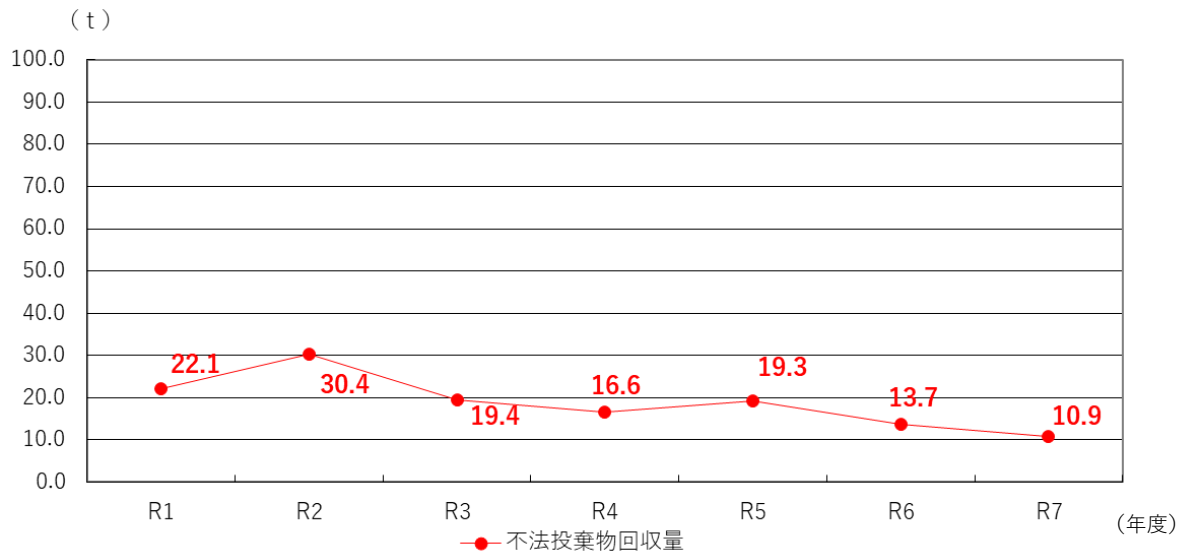
市内の主要河川については、定期的に行っている水質調査の結果によると、概ね良好な状態に保たれています。

※「環境保全協定」 亀山市環境保全条例第10条の規定に基づき、周辺住民の健康と福祉の向上及び優れた生活環境の保全と豊かな自然環境の継続を図るため、事業者と行政の間で、法令等の規制よりも厳しい自主的な基準も含め設定した協定を締結したもの。

1) 不法投棄の状況

不法投棄物の回収量は減少傾向にあります。不法投棄監視パトロールの実施や移動式監視カメラの設置により未然防止に努めています。

(図 4-1) 不法投棄物の回収量



2) 公害苦情の状況

本市における公害苦情の状況は下表のとおりであり、2025（令和7）年度の公害苦情における公害苦情件数は、大気汚染（44%）、その他（33%）、騒音（14%）、水質汚濁（12%）、の順に多い状況です。

なお、2025（令和7）年度の大気汚染の苦情件数23件は全て野焼きに関する苦情でした。その他に分類される不法投棄が19件、騒音による生活環境の保全に関する苦情件数が8件と多くみられました。

過去5年間を通して、公害苦情の総数で見ると、2025（令和7）年度は57件で、2番目に多くなっています。

(表 4-1) 公害苦情の状況 (件)

年度	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
R3	51	27	11	0	6	0	0	2	5
R4	48	30	8	0	2	3	0	1	4
R5	45	11	2	0	1	0	0	5	26
R6	74	22	6	0	7	0	0	6	33
R7	57	23	7	0	8	0	0	0	19

3) 河川の水質

水質汚濁に関する環境基準のうち、生活環境の基準については、河川、湖沼、海域別基準と利水目的に応じて水域を区分し、A A、A、B、C、D、E の6つの類型を設けており、河川の水質を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量（B O D）（※）等の項目について、それぞれの水域類型ごとに基準値を定めています。

市内の主要な河川である鈴鹿川及び安楽川はA A類型、中ノ川はB類型に分類されており、その他の市内河川についての類型は設けられていません。

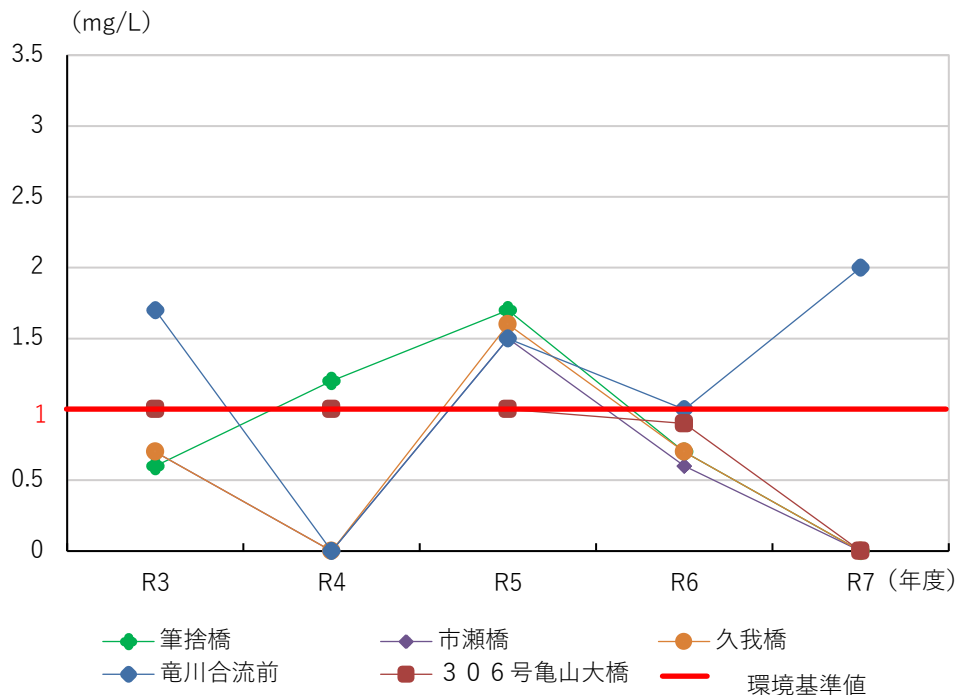
A A類型は最も厳しい基準が適用され、A A類型の鈴鹿川及び安楽川は、B O Dが1.0 m g / L 以下、また、B類型の中ノ川では、B O Dが3.0 m g / L 以下になるように河川の水質を監視しています。

なお、市内の主要な河川である鈴鹿川、安楽川及び中ノ川の水質（B O D）は、近年概ね環境基準値を下回っており、市内の主要な河川の水質はほぼ良好な水準に保たれています。

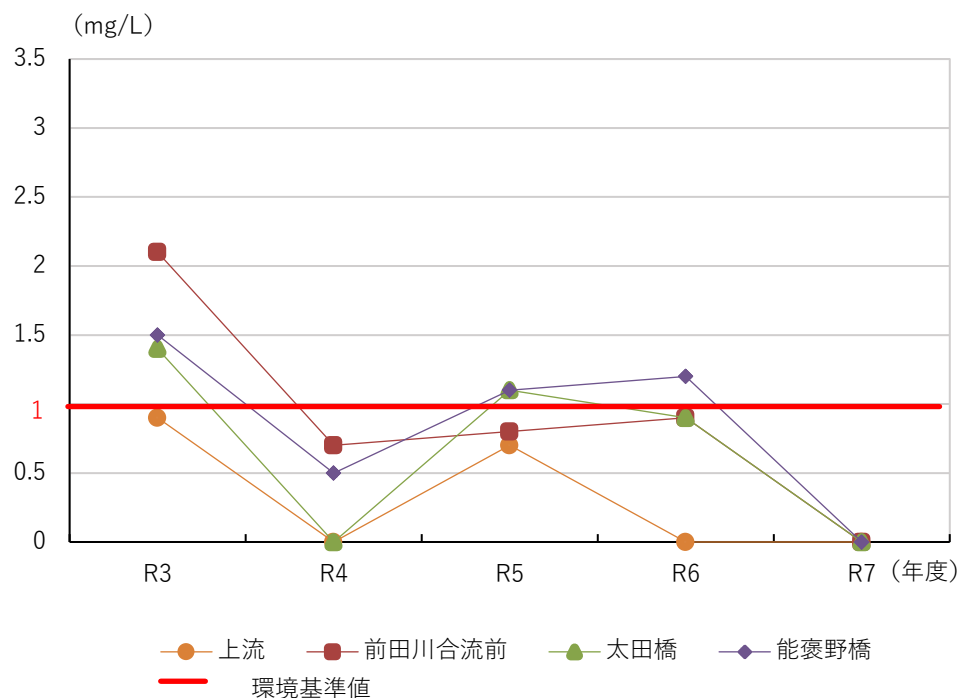
これは、水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）の増加や事業者と行政との環境保全協定に基づく取組によるものと考えられます。

※「生物化学的酸素要求量（B O D）」：微生物が水中の有機物を分解するために必要な酸素の量であり、この値が大きいと有機物が多く汚れているということになります。

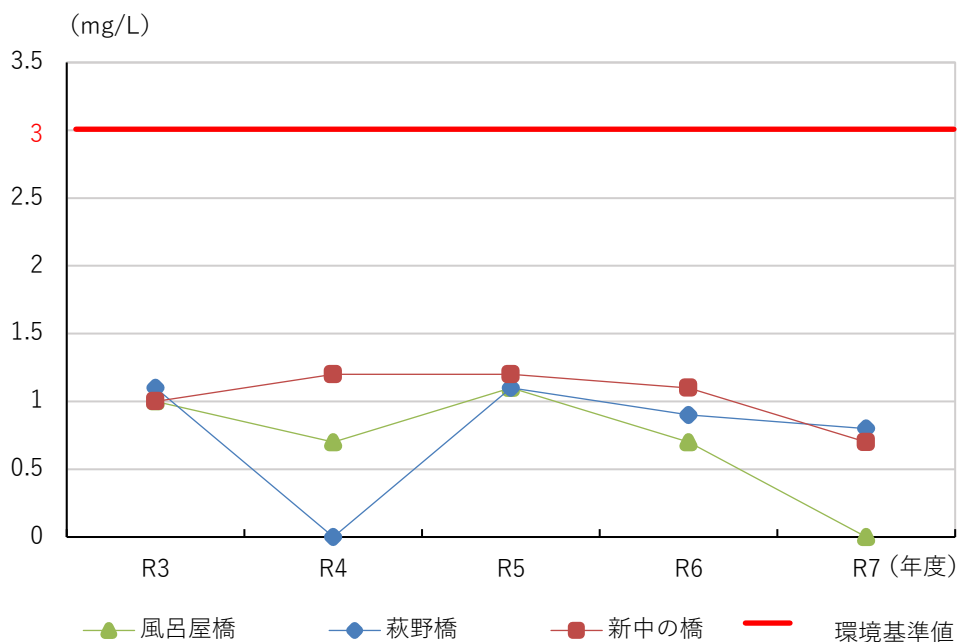
（図 4-2）鈴鹿川の水質 BOD の経年変化



(図 4-3) 安楽川の水質 BOD の経年変化



(図 4-4) 中ノ川の水質 BOD の経年変化



4) 生活排水処理の状況

・処理形態別人口の推移

本市の「水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）」（※1）は、公共下水道の普及に伴い増加傾向にあり、ここ10年間で約4%増加し、2025（令和7）年度は40,948人で、生活排水処理率（※2）は83.9%となっています。

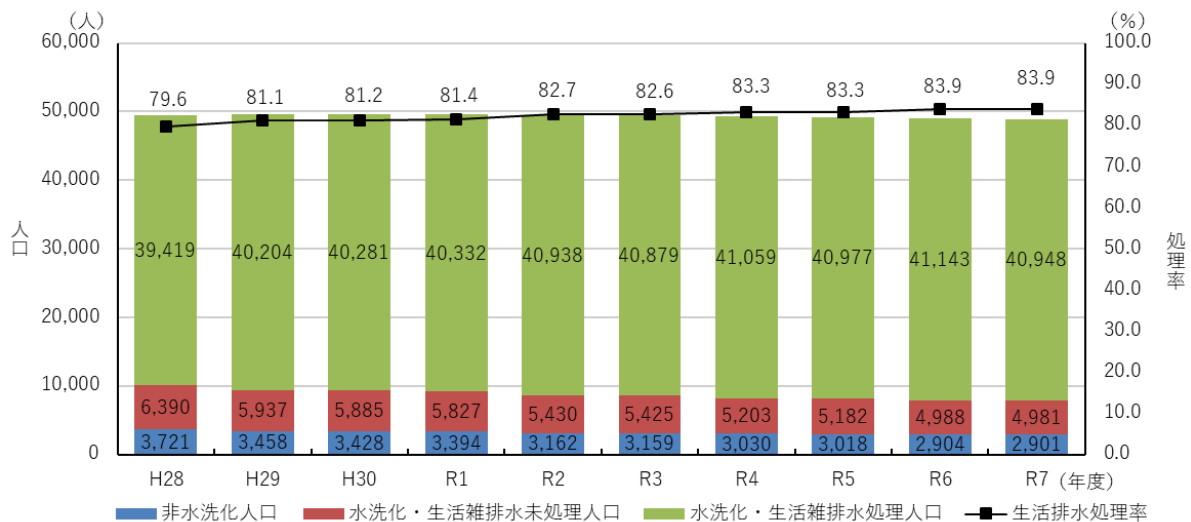
一方、単独処理浄化槽の「水洗化・生活雑排水未処理人口」（※3）及びし尿取りの「非水洗化人口」（※4）は減少しており、2016（平成28）年度以降ここ10年間で約22%減少し、7,882人となっています。

（表 4-2）処理形態別人口の推移

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1.人口	49,530	49,599	49,594	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177	49,035	48,830
2.水洗化・生活雑排水処理人口	39,419	40,204	40,281	40,332	40,938	40,879	41,059	40,977	41,143	40,948
公共下水道	19,217	19,972	20,144	22,178	22,962	23,631	24,367	24,891	25,369	25,888
農業集落排水処理施設	6,826	6,876	6,832	6,844	6,632	6,560	6,421	6,227	6,100	5,940
大型合併処理浄化槽	3,699	3,729	3,730	1,042	1,051	1,053	1,064	1,067	1,069	1,084
合併処理浄化槽（個人型）	9,677	9,627	9,575	10,268	10,293	9,635	9,207	8,792	8,605	8,036
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,390	5,937	5,885	5,827	5,430	5,425	5,203	5,182	4,988	4,981
4.非水洗化人口	3,721	3,458	3,428	3,394	3,162	3,159	3,030	3,018	2,904	2,901
し尿	3,721	3,458	3,428	3,394	3,162	3,159	3,030	3,018	2,904	2,901

人口資料：毎年3月末時点の亀山市住民基本台帳人口
（亀山市生活排水処理アクションプログラム（令和3年3月策定）人口）

（図 4-5）処理形態別人口の推移



※1「水洗化・生活雑排水処理人口（生活排水処理人口）」公共下水道人口＋農業集落排水施設人口＋合併処理浄化槽人口

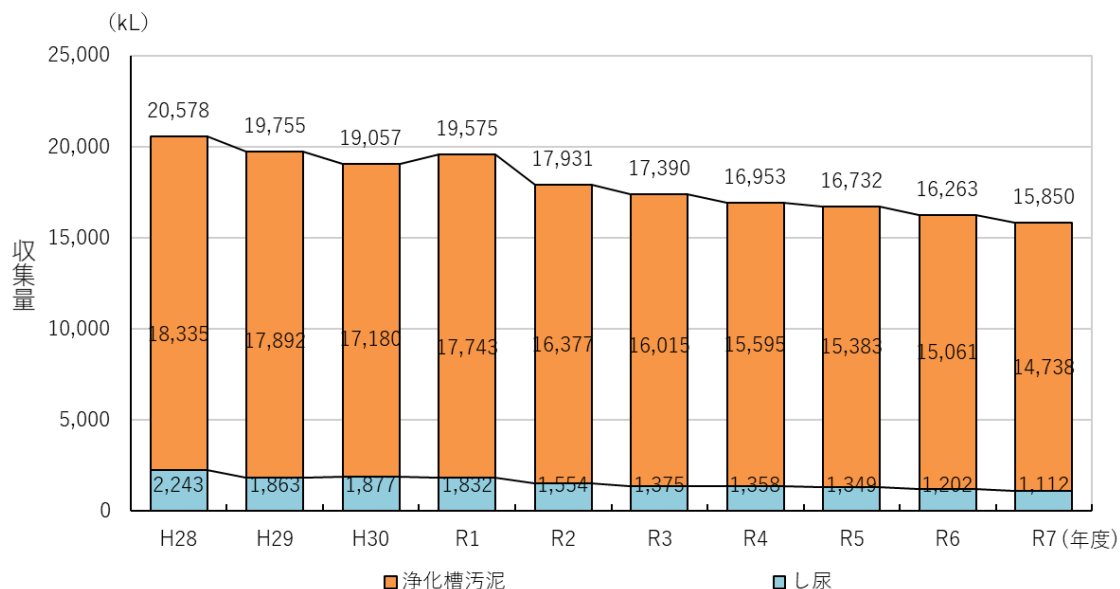
※2「生活排水処理率」人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合

※3「水洗化・生活雑排水未処理人口」単独処理浄化槽人口

・し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理を含む。）の収集量

ここ10年間にけるし尿及び浄化槽汚泥収集量の推移を見ると、し尿収集量、浄化槽汚泥収集量ともに減少しており、ここ10年間で約23%減少しています。

（図 4-6）し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移



・収集原単位

全収集量実績及び処理形態別人口実績から、し尿及び浄化槽汚泥の収集原単位を算出したところ、し尿は大きく減少している一方、浄化槽汚泥は変動はあるもののほぼ横ばいで推移しており、2025（令和7）年度の原単位はし尿が1.05 L／人・日、浄化槽汚泥が2.01 L／人・日となっています。

（表 4-3）収集原単位の推移

		(L/人・日)									
品目 \ 年度		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
し尿		1.65	1.48	1.50	1.48	1.35	1.19	1.23	1.22	1.13	1.05
浄化槽汚泥		1.89	1.87	1.81	2.02	1.92	1.94	1.95	1.98	1.99	2.01
	農業集落排水処理施設	2.35	2.16	2.27	2.32	2.42	2.47	2.51	2.60	2.63	2.54
	合併・単独処理浄化槽	1.73	1.77	1.65	1.90	1.72	1.72	1.72	1.72	1.72	1.79
											1.03

備考）合併処理浄化槽は、大型合併処理浄化槽を含む。

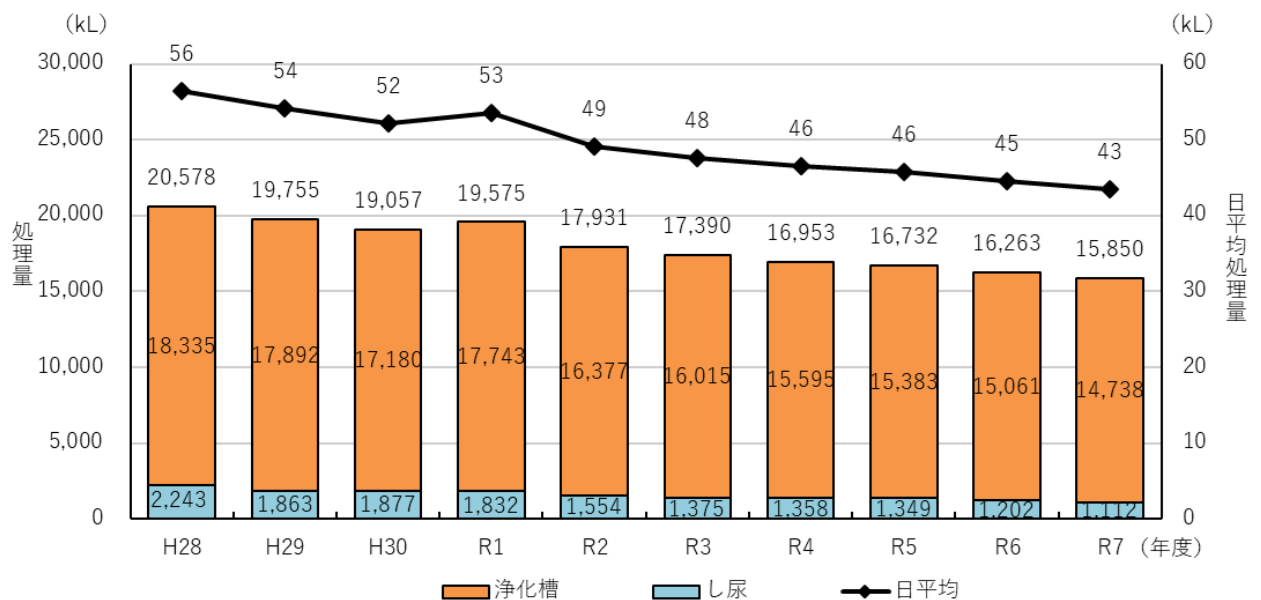
R1/H28は、平成22年度収集原単位に対する令和元年度収集原単位の増減比率を示す。

・し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理を含む。）の処理量

市域で収集したし尿及び浄化槽汚泥は、2016（平成28）年度までは亀山市衛生公苑及び関衛生センターし尿処理場で処理してきました。しかし、し尿等の搬入量の減少及び近年の浄化槽汚泥の増加による搬入性状の変化や施設老朽化への対応、施設統廃合による効率的な処理及び経費縮減を目的として2015（平成27）年度・2016（平成28）年度に亀山市衛生公苑基幹的設備改良工事を実施しました。これにより、関衛生センターし尿処理場を廃止し、2017（平成29）年度からは亀山市衛生公苑で一元的に処理しています。処理量は減少傾向にあり、2025（令和7）年度の1日当たりの処理量は約43KLとなっています。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理比率は概ね1：9となっており、し尿の処理率が年々減少しています。

（図 4-7）し尿及び浄化槽汚泥処理量



・処理形態別人口の予測

「生活排水処理アクションプログラム（令和3年3月策定）」を基に亀山市人口ビジョンの将来推計に置き換えて算出した処理形態別人口の予測は表4-4となります。

公共下水道の整備により、水洗化・生活雑排水処理人口のうち、公共下水道は今後も増加し、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）及び非水洗化人口（し尿）は減少すると予測されます。また、水洗化・生活雑排水処理人口のうち農業集落排水施設は「亀山市農業集落排水施設最適整備構想（令和元年度策定）」を基に、田村地区が2026（令和8）年度末に公共下水道へ接続されることで減少することが予測されます。

(表 4-4) 処理形態別人口の予測

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1.人口	49,530	49,599	49,594	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177	49,035	48,830					
2.水洗化・生活雑排水処理人口	39,419	40,204	40,281	40,332	40,938	40,879	41,059	40,977	41,143	40,948					
公共下水道	19,217	19,972	20,144	22,178	22,962	23,631	24,367	24,891	25,369	25,888					
農業集落排水処理施設	6,826	6,876	6,832	6,844	6,632	6,560	6,421	6,227	6,100	5,940					
大型合併処理浄化槽	3,699	3,729	3,730	1,042	1,051	1,053	1,064	1,067	1,069	1,084					
合併処理浄化槽（個人型）	9,677	9,627	9,575	10,268	10,293	9,635	9,207	8,792	8,605	8,036					
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,390	5,937	5,885	5,827	5,430	5,425	5,203	5,182	4,988	4,981					
4.非水洗化人口	3,721	3,458	3,428	3,394	3,162	3,159	3,030	3,018	2,904	2,901					
し尿	3,721	3,458	3,428	3,394	3,162	3,159	3,030	3,018	2,904	2,901					

実績← →予測

・処理形態別収集量の予測

処理形態ごとの人口を踏まえて、収集量を直近３ヵ年の収集原単位の平均を用いて予測しました。

処理形態別収集量は、農業集落排水汚泥については農業集落排水施設の公共下水道への接続により２０２６（令和８）年度以降減少していくと予測されます。また、公共下水道の整備に伴い、合併・単独処理浄化槽汚泥やし尿の収集量も減少していくものと予測されます。

(表 4-5) 処理形態別収集量の予測

年度	農業集落排水		合併・単独浄化槽		浄化槽汚泥計	し尿		収集量合計	人口合計
	処理人口	汚泥量	処理人口	汚泥量		収集人口	収集量		
H28	6,826	5,867	19,766	12,468	18,335	3,721	2,243	20,578	30,313
H29	6,876	5,424	19,293	12,468	17,892	3,458	1,863	19,755	29,627
H30	6,832	5,654	19,190	11,526	17,180	3,428	1,877	19,057	29,450
R1	6,844	5,818	17,137	11,925	17,743	3,394	1,832	19,575	27,375
R2	6,632	5,846	16,774	10,531	16,377	3,162	1,554	17,931	26,568
R3	6,560	5,910	16,113	10,105	16,015	3,159	1,375	17,390	25,832
R4	6,421	5,875	15,474	9,720	15,595	3,030	1,358	16,953	24,925
R5	6,227	5,923	15,041	9,460	15,383	3,018	1,349	16,732	24,286
R6	6,100	5,857	14,662	9,204	15,061	2,904	1,202	16,263	23,666
R7	5,940	5,503	14,101	9,235	14,738	2,901	1,112	15,850	22,942
R8					0			0	0
R9					0			0	0
R10					0			0	0
R11					0			0	0
R12					0			0	0

実績
↑
↓
予測

実績

↑

↓

予測

・生活排水処理率の予測

生活排水処理率を表４－６のとおり予測しました。今後も公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、水洗化・生活雑排水処理人口の増加が予測されることから、計画目標年度の２０３０（令和１２）年度における水洗化・生活雑排水処理人口は●人に、生活排水処理率は●%になると予測されます。

(表 4-6) 生活排水処理率の予測

(単位：人、%)

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1.人口	49,530	49,599	49,594	49,553	49,530	49,463	49,292	49,177	49,035	48,830					
2.水洗化・生活雑排水処理人口	39,419	40,204	40,281	40,332	40,938	40,879	41,059	40,977	41,143	40,948					
3.水洗化・生活排水未処理人口	6,390	5,937	5,885	5,827	5,430	5,425	5,203	5,182	4,988	4,981					
4.非水洗化人口	3,721	3,458	3,428	3,394	3,162	3,159	3,030	3,018	2,904	2,901					
生活排水処理率 (2/1)	79.6%	81.1%	81.2%	81.4%	82.7%	82.6%	83.3%	83.3%	83.9%	83.9%					

実績←→予測

(2)「快適」に関する現状と課題

- ①本市におけるごみの不法投棄や空き缶、吸い殻等の投棄は依然なくなっておらず、ペットのふん害、空き地や空き家の雑草管理の問題が顕著化するなか、空き缶や吸い殻等の投棄を防止するとともに、空き地の雑草管理やペットのふん害への取組を行う等、まちの美観の維持・向上を図る必要があります。
- ②本市における環境美化活動は、市内全域の自治会を対象としたクリーン大作戦や特定の箇所を対象としたクリーン作戦等の実施などの取組が中心でした。今後、市民団体、事業者または市民等が行う清掃活動を支援するよう努めることと、関係機関と連携したごみの投棄の防止のために必要な施策や事業を行う必要があります。
- ③本市では、市内各地の環境測定を継続して実施し、市域の環境基準の達成状況など、環境に関する状況の把握に努めるとともに、それらを取りまとめた「亀山市の環境」を毎年公開し、広く環境測定の結果を市民に公表しています。
今後も、こうした取組を継続し、市内の環境に関する状況の把握と公開を行っていく必要があります。
- ④本市においては、市内に立地する事業者との間で、鈴鹿川浄化対策促進協議会（※）の水質基準により、法令等の規制を上回る自主的な基準を設定するなどした環境保全協定を締結するなど、事業活動が環境に与える影響の低減に取り組んできました。
事業活動が環境に与える影響は大きく、また、事業者の環境保全活動に対する社会的な期待が高まるなか、事業者による環境配慮の取組を促進し、環境と経済の調和が図られた持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。
- ⑤本市の生活排水対策は、公共下水道や農業集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより進めており、生活排水処理率は2025（令和7）年度で83.9%まで向上しました。しかし、公共下水道等への接続を行っていない戸建てや、合併処理浄化槽に転換していない未処理施設も見受けられます。そのため、引き続き下水道等への接続等の促進に取り組んでいく必要があります。
- ⑥市内の主要河川の水質は、生活排水処理率の向上等により、概ね良好な状況に保たれており、それらの源流域を有する本市においては、今後も継続して良好な水質を維持していく必要があります。
- ⑦2042（令和24）年度に次期し尿処理施設でのし尿等の処理開始を計画していることから、この間、現有し尿処理施設でのし尿等の適正処理が行えるよう長寿命化計画の見直しなどし尿処理施設の整備等に関する検討を進める必要があります。
- ⑧市域内で土砂等の埋立等が計画された際は、三重県と連携し、周辺的生活環境や自然環境に配慮した適正な埋立等を促進する必要があります。
- ⑨建設残土の不適切な埋立て等が三重県南部をはじめ全国的に問題になっており、三重県は、「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を2020（令和2）年4月に施行しました。今後は、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を促進する必要があります。
- ⑩盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や

その目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）が、令和 5 年 5 月に施行されたことにより、三重県は、令和 7 年 5 月に盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域を県内全域に指定しました。今後は、一定規模以上の盛土や切土を行う場合は、三重県の許可または届出が必要となります。許可及び届出があった場合は、三重県と連携し、盛土等の適正化を促進する必要があります。

※「鈴鹿川浄化対策促進協議会」鈴鹿川水域の浄化を図るため、総合的、一体的な計画の推進と協力体制を強化し、もって水質の保全と生活環境の保護に寄与するために、四日市市、鈴鹿市及び亀山市を構成市として設置された協議会。

(3) 位置付けと趣旨

亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第6条

本章では、基本構想における基本施策『「快適」：快適な生活環境の創造』を達成するための取組方針と施策及び成果指標を記載しています。

また、本章「快適」、第1章、第2章、第7章及び第8章を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画））として位置付けます。

なお、亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備等について記載した「亀山市生活排水処理アクションプログラム」の上位計画であり、「亀山市生活排水処理アクションプログラム」は本計画の内容に基づき策定されます。

「亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」策定の趣旨

現在までの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、長期的視点にたった一般廃棄物の適正な処理を図るとともに、快適な生活環境と健全な水環境を維持していくために「亀山市一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）」を策定します。

(4) 生活排水処理基本計画に係る水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の予測

処理形態ごとの人口等を踏まえると、本市における生活排水処理率は、2025（令和7）年度の実績値は83.9%、2030（令和12）年度には●%になると予測されます。

（表4-7）水洗化・生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の予測

	現状 2019年度 （令和元）年度	実績値 2025年度 （令和7）年度	予測 2030年度 （令和12）年度
人口	49,553人	48,830人	人
水洗化・生活雑排水処理人口	40,332人	40,948人	人
水洗化・生活雑排水未処理人口	5,827人	4,981人	人
非水洗化人口	3,394人	2,901人	人
生活排水処理率	81.4%	83.9%	%

2 取組方針と施策

「美しいまちをつくる」

まちの美観を維持・向上する。

施策の方向

- 1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) まちの美観の維持・向上への取組の推進
- 3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

施策

- 1) 環境美化に関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等に環境美化に関する情報を掲載し、周知・啓発を行います。
 - ・環境に関する啓発イベントである「環境展」等を通して、環境美化に関する意識の向上を図ります。
- 2) まちの美観の維持・向上への取組の推進
 - ・市内全域の自治会を対象としたクリーン大作戦、特定の箇所を対象としたクリーン作戦の実施や、自治会による道路ふれあい月間における活動を通して、市内における環境美化の取組を進めます。
 - ・市民団体、事業者または市民等が行う清掃活動や美化運動等の支援を行います。
 - ・まちの憩いの場である公園・緑地等の維持管理について、市民が身近な公共の場である公園や緑地などの里親となって清掃等のボランティア活動を支援する制度（アダプトプログラム）の拡大を図ります。
 - ・空き地や空き家の雑草等の管理、空き缶や吸い殻等の放棄の防止やペットのふん害の防止等のための取組を促進します。
 - ・犬や猫がみだりに繁殖することがないように、犬や猫の避妊手術及び去勢手術の実施を

促進します。

- ・景観計画に基づく届出制度により、歴史や自然などの優れた景観の保全を図ります。
また、関宿内の伝統的建造物の修理修景を促進することによって貴重なまちなみの保存を進めるなど、本市の大きな魅力である固有の歴史的風致の維持向上を図ります。

3) 不法投棄の防止に関する取組の推進

- ・広報かめやま、ホームページ等に不法投棄の防止に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- ・不法投棄監視カメラの設置及び監視パトロールの実施により、不法投棄の未然防止を図るとともに不法投棄物の早期発見・早期回収を図ります。

また、回収した投棄物から投棄者の特定に努め、警察と連携し、厳正な対処を行います。

「環境と経済の調和を図る」

環境に配慮した事業活動を促進する。

施策の方向

- 1) 環境影響の調査・監視
- 2) 環境への負荷の低減

施 策

1) 環境影響の調査・監視

- ・環境調査(※)を行い、環境基準への適合状況等を把握し、生活環境の保全上問題が無いことを確認するとともに、その状況を公表します。
- ・市内の工場や事業所において環境影響の調査を行い、排出基準との適合状況を確認するとともに、必要に応じて工場等に対する指導等を行います。
- ・市内河川にゴルフ場排水を放流しているゴルフ場については、施設設置時に行った環境影響評価に基づく指針値の遵守状況について定期的に監視を行い、必要に応じて農薬の使用等について指導等を行います。
- ・生活環境の保全に係る公害苦情について原因の追及を行うとともに、必要に応じて原因者に対する指導を行います。
- ・農業経営における農薬や肥料等の適正使用について周知・啓発を行います。
- ・市内危険物施設の立入検査を実施することで、危険物の適正な管理・使用・処理に関する指導を行います。

※「環境調査」水質調査、大気調査、ダイオキシン類調査、環境騒音調査及び道路交通振動調査

2) 環境への負荷の低減

- ・法令等に基づく規制基準等の周知及びその遵守に関する指導を行うとともに、環境保全協定の締結を推進します。なお、一定量以上の排水を鈴鹿川水域に放流する事業者については、鈴鹿川浄化対策促進協議会の水質基準により、環境保全協定を締結するよう要請します。
- ・公共工事に伴い発生する残土をはじめ、市域内外から搬入される建設残土については、

「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、三重県と連携し、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に努めるとともに、適正に再利用が図られるよう監視します。

- ・農業生産において、化学肥料、農薬の使用量の削減による自然物質循環機能を活かし、環境負荷を低減する持続可能な環境保全型農業の普及促進を図ります。

「きれいな水を守る」

生活排水処理対策を推進する。

施策の方向

- 1) 生活排水処理への意識の向上
- 2) 生活排水処理対策の推進
- 3) し尿処理施設の整備等に関する検討

施策

- 1) 生活排水処理への意識の向上
 - ・広報かめやま、ホームページ等に生活排水処理対策や水質保全に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・個人管理の合併処理浄化槽の一部では、本市のみならず県下でもその管理（保守点検、清掃、法定点検）が適正に行われていない状況です。そのことから、その適正管理に関する周知啓発に三重県と連携して取り組みます。
- 2) 生活排水処理対策の推進
 - ・生活排水を適正に処理することにより、快適な生活環境と健全な水環境を維持するため、生活排水処理アクションプログラム及び流域関連亀山市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道未普及地域における生活排水処理施設の効率的な整備を推進するとともに、供用済区域での接続率の向上を促進します。また、適切な施設の維持管理を図ります。
 - ・農業集落排水施設については、供用済地区での接続率の向上を促進するとともに、老朽化した農業集落排水施設は、亀山市農業集落排水施設最適整備構想に基づいた公共下水道への接続や統廃合及び、農業集落排水事業（機能強化対策）による再編等により、機能強化対策事業計画に基づいた適正な施設の維持管理を図ります。
 - ・公共下水道処理計画区域及び農業集落排水事業区域以外の区域については、合併処理処理浄化槽の設置を促進します。
 - ・雨水排水機能の向上のため、計画的な排水路の整備を行うとともに、既設排水路の適切な維持管理を図ります。

3) し尿処理施設の整備等に関する検討

・し尿処理施設については、次期し尿処理施設での処理開始までの間、し尿などの適正処理を行うため、施設の強靱化を含めた長寿命化計画の見直し、長寿命化計画に基づいた大規模整備工事や修繕を適期に行うことで施設の適切な維持管理に努め、し尿などの適正かつ安定した処理と効率的な操業に取り組めます。

3 成果指標

基本施策である『「快適」：快適な生活環境の創造』の達成に向け、次の成果指標を設定し、取組を推進していきます。

なお、基本施策の達成に向けた取組を通して、関係するSDGsのゴールの達成に貢献していきます。

「快適」：快適な生活環境の創造

指標① 環境美化ボランティア登録団体数

現状値：2019（令和 元）年度 31団体

実績値：2025（令和 7）年度 36団体

目標値：2030（令和12）年度 40団体

環境美化ボランティア登録団体数：道路及び公園等に係る環境美化ボランティア登録団体数

指標② 環境保全協定の締結数

現状値：2019（令和 元）年度 77件

実績値：2025（令和 7）年度 94件

目標値：2030（令和12）年度 100件

指標③ 生活排水処理率

現状値：2019（令和 元）年度 81.4%

実績値：2025（令和 7）年度 83.9%

目標値：2030（令和12）年度 92.1%

生活排水処理率：人口に占める水洗化・生活雑排水処理人口の割合



ワークショップや関係団体等へのヒアリングでいただいた主な意見

- ・自治会と共同での作業システムを構築する（雑草に関する問題等）。
- ・美しい亀山のアピール（ポイ捨てがしにくいように）。

第

5

章

「循環」：循環型社会の構築

亀山市一般廃棄物処理基本計画 (ごみ処理基本計画)



第5章 「循環」：循環型社会の構築

（亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画））

人の暮らしからは必ずごみができます。食事を作れば生ごみが、飲み物を飲めば缶、びんやペットボトルが、宅配便を利用すれば段ボールが、電化製品が壊れたら破碎粗大ごみが・・・しかし、こうしたごみの排出を可能な限り抑制するとともに、資源の有効利用に取り組むことで、環境への負荷の少ない、地球にやさしい社会をつくることができます。

また、暮らしから出たごみを、そのまま置いておくわけにはいきません。ごみをきちんと集め、ごみ処理施設等に運び、その種類に応じて適正に処理しなければなりません。

本章では、私たちの暮らしから出るごみの排出を抑制する・再使用する・再生利用するとともに適切に処理するために必要な施策について記載しています。

1 「循環」：循環型社会の構築について

（1）「循環」に関する現況

本市では、2000（平成12）年4月からは、ごみを1800度の高温で溶融できることから他の焼却炉では焼却できないごみ（ガラス類、陶磁器類、プラスチック類など）も適正に処理することができるガス化溶融処理施設を稼働させるとともに、2010（平成22）年度には、廃棄物処理施設から生じる溶融飛灰（※1）の山元還元方式（※2）による全量再資源化に取り組むことで、最終処分量ゼロを達成するなど、環境への負荷の少ないごみ処理を推進してきました。

また、ごみの資源化率も溶融飛灰の山元還元方式による再資源化処理や刈り草の堆肥化などにより全国や三重県平均よりも高い水準にあります。

一方、1人1日当たりのごみ排出量は、平成30年度において増加傾向から減少に転じており、令和5年度及び令和6年度においては、三重県値を下回っています。全国値と比較した場合、依然上回っていますが、その差は縮まっています。

ただし、ごみの資源化率は低下傾向で、資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられ、資源化率向上のための更なる取組が求められます。

※1「溶融飛灰」 ごみの溶融処理によって生じたばいじんのうち、集塵機により捕捉したダスト

※2「山元還元」 ごみの溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収して再生利用すること

1) ごみ総排出量の推移

本市におけるごみの総排出量は、人口減少もひとつの要因として、2016（平成28）年度から概ね減少傾向で推移しています。

家庭系ごみは、2020（令和2）年度までは、収集・直接搬入とも増加傾向にありますが、それ以降は、収集・直接搬入ともに減少傾向にあります。

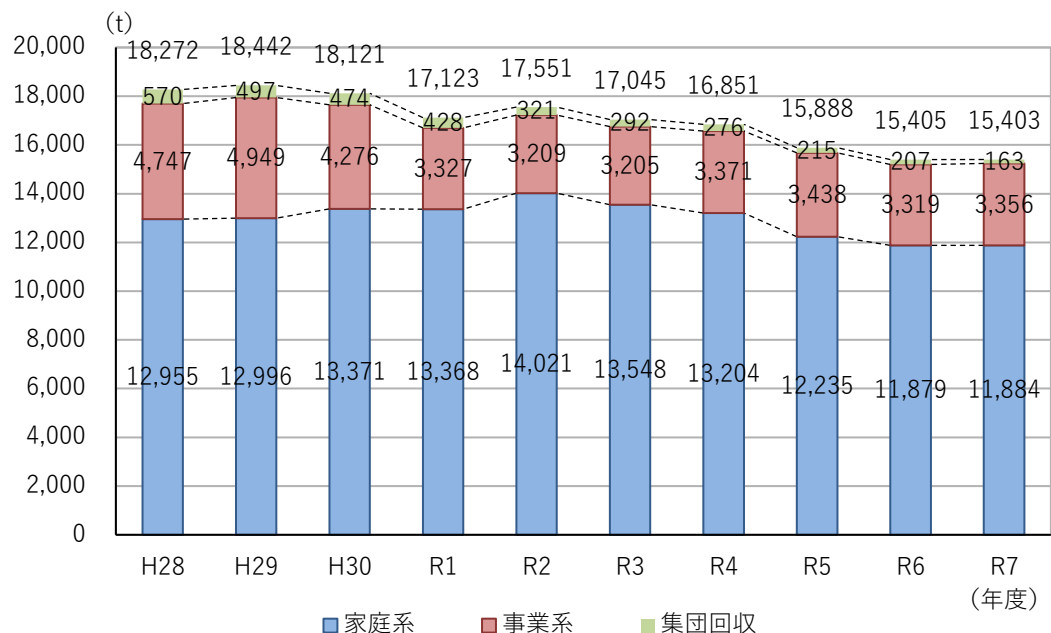
事業系ごみは令和3年度までは、減少傾向にありました。

近年の傾向として、ごみの総排出量は減少しています。家庭系ごみが減少する一方は減少する一方、事業系ごみは2021（令和2）年度以降、微増の状況です。また、集団回収量については、大きく減少しています。

（表5-1）ごみ総排出量の推移

年度				H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
家庭系ごみ	収集	一般ごみ	(t/年)	9,051	9,213	9,439	9,264	9,221	8,791	8,784	8,182	7,934	7,610
		資源ごみ	(t/年)	856	756	715	660	647	608	540	494	516	794
		破碎粗大ごみ	(t/年)	541	558	596	576	772	1,061	1,041	845	834	483
		その他ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	10,448	10,527	10,750	10,500	10,640	10,460	10,365	9,521	9,284	8,887
	直接搬入	一般ごみ	(t/年)	1,145	1,178	1,304	1,469	1,748	1,656	1,577	1,450	1,356	1,493
		資源ごみ	(t/年)	351	292	159	151	1,285	1,088	972	868	814	95
		破碎粗大ごみ	(t/年)	902	894	991	1,122	167	190	169	305	331	851
		その他ごみ	(t/年)	109	105	167	126	181	154	121	91	94	146
		計	(t/年)	2,507	2,469	2,621	2,868	3,381	3,088	2,839	2,714	2,595	2,585
	小計		(t/年)	12,955	12,996	13,371	13,368	14,021	13,548	13,204	12,235	11,879	11,472
事業系ごみ	一般ごみ	(t/年)	4,706	4,907	4,230	3,285	3,141	3,152	3,309	3,390	3,258	3,557	
	資源ごみ	(t/年)	14	12	14	14	52	40	44	37	48	10	
	破碎粗大ごみ	(t/年)	27	30	32	28	16	13	18	11	13	46	
	その他ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	(t/年)	4,747	4,949	4,276	3,327	3,209	3,205	3,371	3,438	3,319	3,613	
集団回収量		(t/年)	570	497	474	428	321	292	276	215	207	163	
総排出量		(t/年)	18,272	18,442	18,121	17,123	17,551	17,045	16,851	15,888	15,405	15,248	

（図5-1）ごみ総排出量の推移



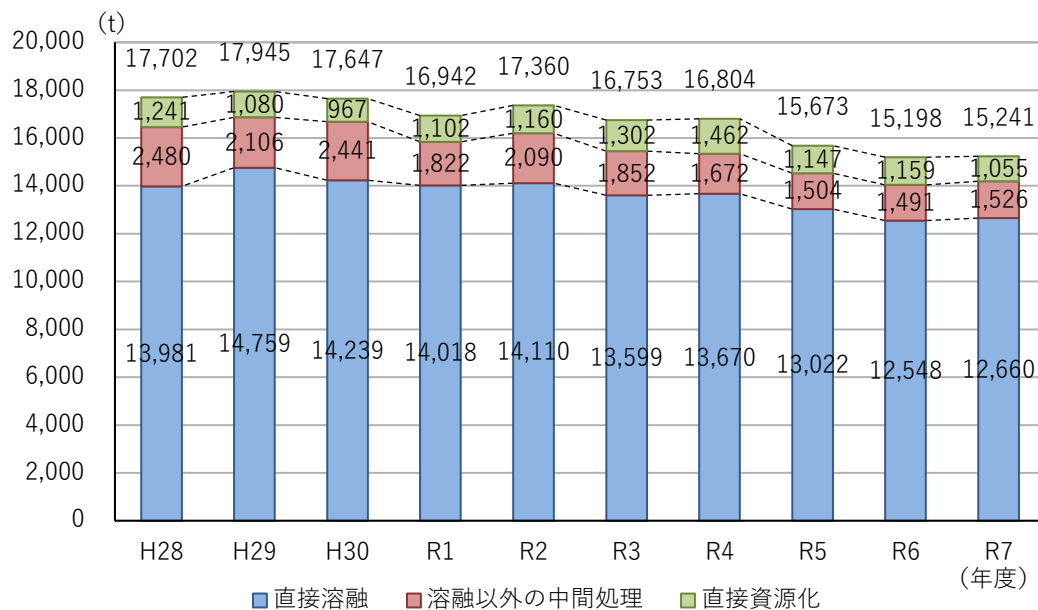
2) ごみ処理状況（集団回収を除く）の推移

本市において発生したごみは、直接溶融、溶融以外の中間処理及び直接資源化によって処理されます。

直接溶融による処理は2017（平成29）年度までは増加していますが、それ以降は減少傾向にあります。また、溶融以外の中間処理及び直接資源化されるごみは2018（平成30）年度まで増加し、その後は減少傾向にあります。

一方、直接資源化量は、2018（平成30）年度から増加傾向にあります。

（図 5-2）ごみ処理状況（集団回収を除く）の推移



3) 直接溶融されるごみの性状

ごみ溶融処理施設のごみピット内のごみを対象に、年 12 回のごみ質分析を実施しています。2025（令和7）年度に実施したごみ質分析の結果を種類組成別に示すと紙類及びプラ類の割合が3分の2近くを占めています。

（表5-2）ごみの性状

	R7年度												平均 (R7)
	R7.4.23	R7.5.9	R7.6.12	R7.7.8	R7.8.15	R7.9.12	R7.10.10	R7.11.14	R7.12.12	R8.1.9	R8.2.2	R8.3.3	
紙類	36.4%	20.4%	18.6%	39.4%	21.8%	23.9%	60.7%	37.4%	80.8%	47.4%	31.7%	21.3%	36.7%
布類	10.0%	15.3%	39.4%	2.2%	37.1%	8.7%	11.2%	15.1%	1.5%	14.6%	8.8%	30.1%	16.2%
プラ類	26.2%	18.9%	23.2%	46.0%	21.2%	27.0%	14.8%	33.0%	6.1%	18.4%	34.6%	26.5%	24.7%
草木類	1.3%	4.1%	16.5%	4.8%	2.7%	4.7%	2.0%	7.2%	6.9%	1.4%	1.1%	1.0%	4.5%
厨芥類	19.3%	40.6%	1.0%	6.6%	16.5%	32.7%	10.8%	5.6%	4.2%	12.3%	22.2%	20.5%	16.0%
不燃物類	5.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	5.5%	0.5%	0.0%	1.1%
その他	1.6%	0.7%	1.3%	1.0%	0.3%	1.9%	0.5%	1.7%	0.5%	0.4%	1.1%	0.6%	1.0%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

4) 最終処分量の推移

溶融処理後発生する溶融飛灰は、キレート処理及びセメント固化して粒状に成形したうえでフレコンバッグに詰め、総合環境センター最終処分場に保管してきましたが、2010（平成22）年度以降は山元還元方式により全量再資源化を行っており、これ以降は最終処分量ゼロを継続しています。

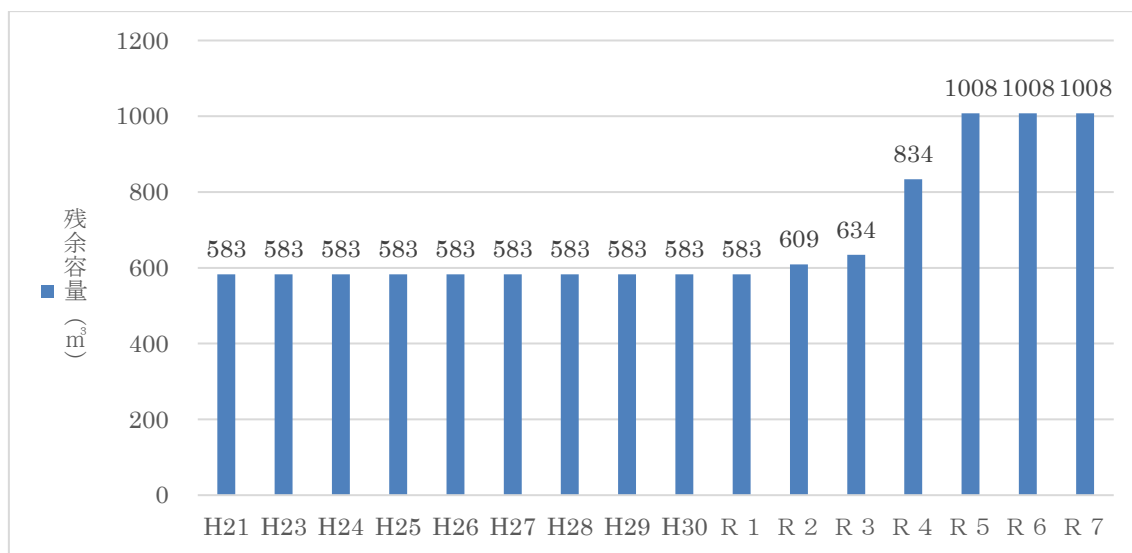
日々発生する溶融飛灰は災害時等で再資源化処理のための搬出が困難となり、最終処分場での一時的な保管が必要となった場合、発生量1年分程度しか保管できない状況であったことから、最終処分場残余容量確保のため、民間処理施設を活用した固化飛灰の埋立処理を、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度まで行い、2025（令和7）年度末で最終処分場の残余容量は1,008 m³となっています。

（表5-3）最終処分場残余容量の推移

年度	埋立量(t)	埋立容量(m ³)	累積保管容量(m ³)	残余容量(m ³)
H21	555	527	6417	583
H22	0	0	6417	583
H23	0	0	6417	583
H24	0	0	6417	583
H25	0	0	6417	583
H26	0	0	6417	583
H27	0	0	6417	583
H28	0	0	6417	583
H29	0	0	6417	583
H30	0	0	6417	583
R1	0	0	6417	583
R2	-28	-26	6391	609
R3	-26	-25	6366	634
R4	-210	-200	6166	834
R5	-184	-174	5992	1008
R6	0	0	5992	1008
R7	0	0	5992	1008

※飛灰の堆積換算係数は0.95m³/tとした

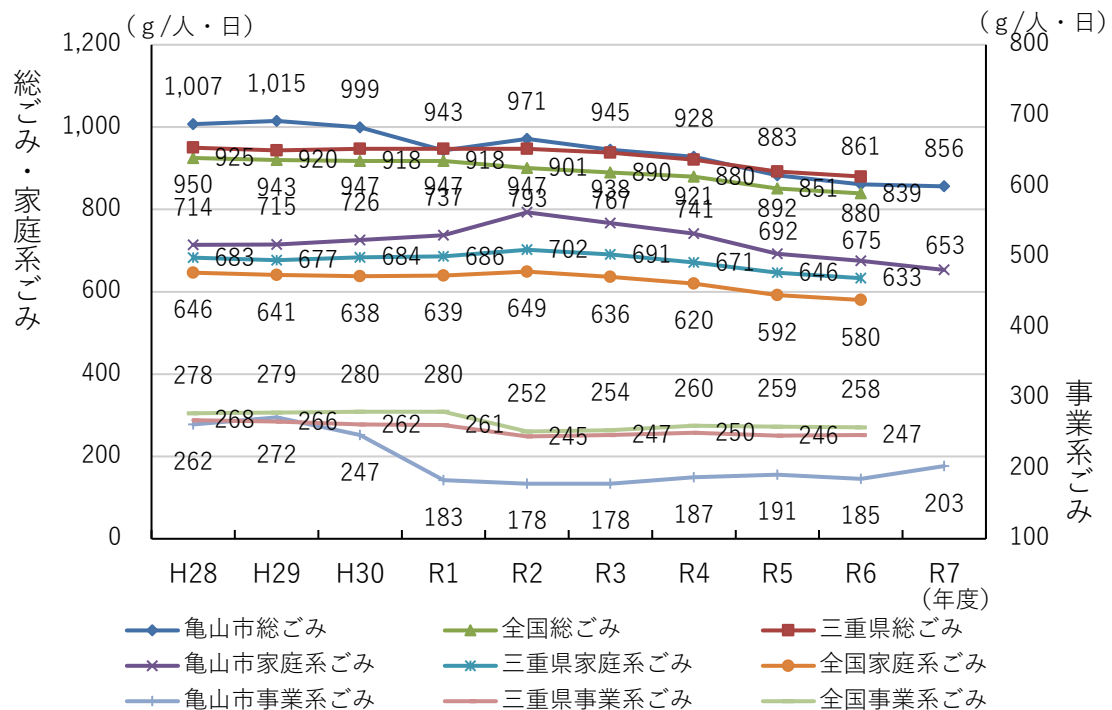
(図 5-3) 最終処分場残余容量の推移



5) 市民1人1日当たりのごみ排出量

市民1人1日当たりのごみ排出量は、平成29年度の1,015gをピークとして、減少しています。令和5年度には900gを切る883gとなり現在まで800g半ばで推移しています。本計画の2030（令和12）年度の目標値は880gですが、令和6年度には861g、令和7年度には856gであり、目標値を下回っています。

(図 5-4) 市民1人1日当たりのごみ排出量



※本計画において、2030（令和12）年度の目標値として、「亀山市総ごみ」は880g／人・日、「亀山市家庭ごみ」は713g／人・日、「亀山市事業系ごみ」は167g／人・日としている。

6) ごみの資源化の状況

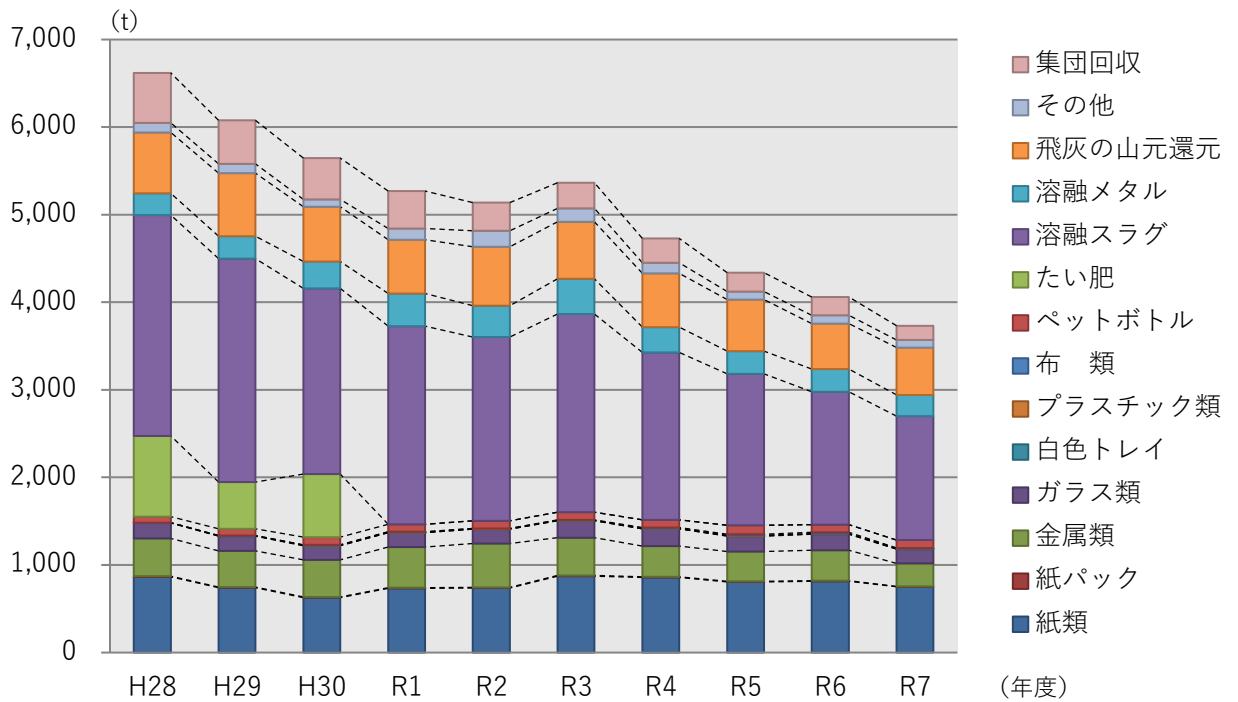
2010（平成22）年度に溶融飛灰の山元還元方式により全量再資源化を行っていますが再資源化量は減少傾向となっています。

しかしながら、紙類・びん類の資源化量は、雑がみ及びその他色びんの分別収集を開始した令和3年度に増加しましたが、近年は減少傾向にあります。溶融処理により発生する、溶融スラグ、特に紙類の資源化量が大幅に減少しており、全国的な傾向としてペーパーレス化による紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化による紙類、金属類の減少と溶融スラグ、溶融メタルの減少が要因と考えられます。また、集団回収量も大きく減少しています。

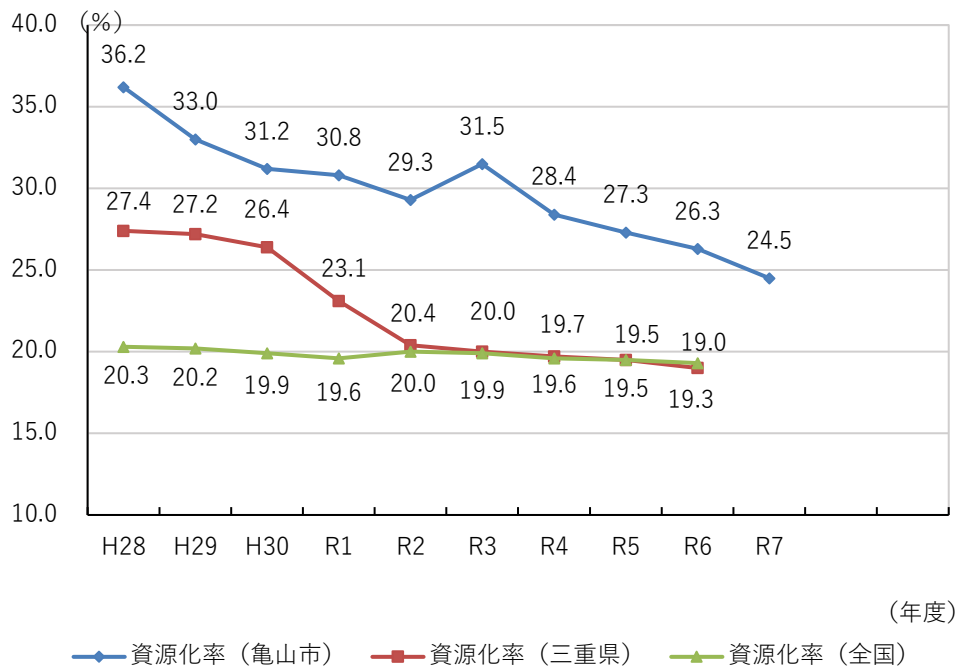
（表 5-4）資源化量の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
紙類	864	740	627	732	737	872	856	805	814	750
紙パック	8	8	8	7	9	9	8	8	7	7
金属類	430	414	422	466	498	431	351	342	347	261
ガラス類	176	166	164	163	164	193	197	176	183	163
白色トレイ	4	4	3	3	3	2	2	2	2	2
プラスチック類	0	4	4	6	5	5	4	6	5	5
布 類	1	2	4	4	0	3	9	12	15	7
ペットボトル	71	75	88	85	87	87	87	104	86	89
たい肥	921	535	720	0	0	0	0	0	0	0
溶融スラグ	2,521	2,549	2,119	2,261	2099	2264	1913	1729	1518	1415
溶融メタル	248	259	307	372	359	401	288	257	261	243
飛灰の山元還元	696	720	624	616	674	651	615	591	519	541
その他	109	105	84	126	181	154	121	91	94	86
集団回収	570	497	474	428	321	292	276	215	207	163
合計	6,619	6,078	5,648	5,269	5,137	5,364	4,727	4,338	4,058	3,732

(図 5-5) 資源化量の推移



(図 5-6) 資源化率の推移



※本計画において、2030（令和12）年度の目標値として、「資源化率（亀山市）」は38.0%としている。

7) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、大きく施設整備や改良工事に係る建設・改良費と処理及び維持管理費、いわゆるランニングコストの二つに分けられます。

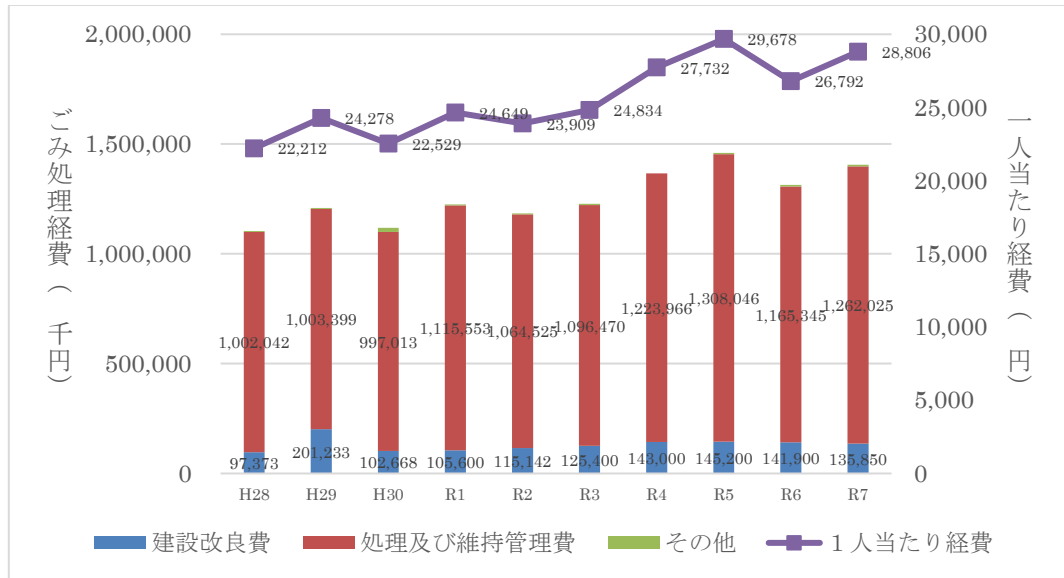
建設・改良費は、延命化を目的とした溶融処理施設大規模整備工事（2015（平成27）～2030（令和12）年度）の経費であり、今後も同程度の経費が予測されます。

処理及び維持管理費については施設の老朽化等により増加傾向にあり、市民1人当たりの換算値は三重県値と比べ恒常的に高くなっています。

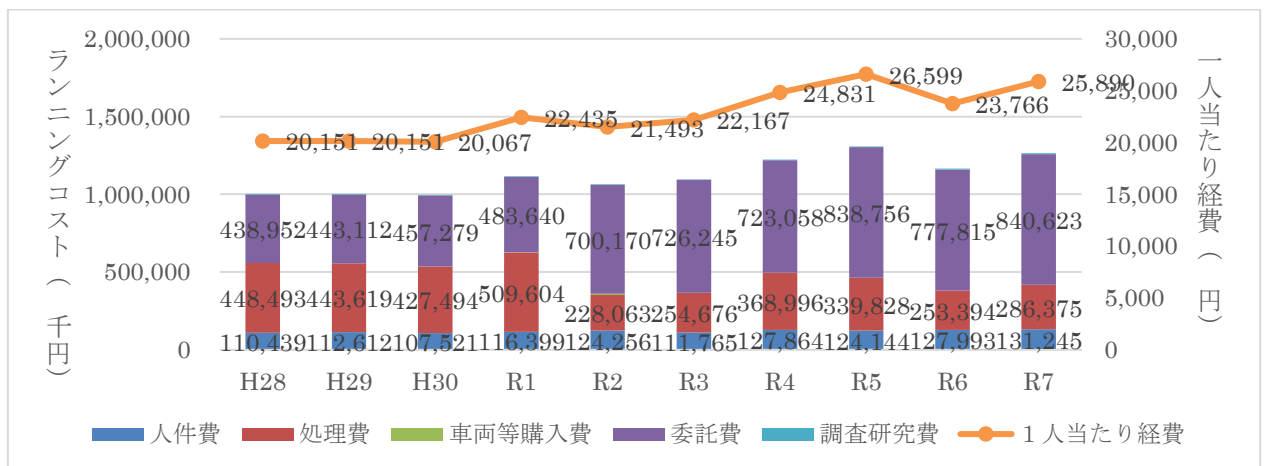
（表 5-5）ごみ処理経費の内訳

			(単位：千円)										
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	97,373	88,420	102,668	105,600	115,142	125,400	143,000	145,200	141,900	135,850	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	112,813	0	0	0	0	0	0	0	0	
		調査費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	組	合 分 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小 計	97,373	201,233	102,668	105,600	115,142	125,400	143,000	145,200	141,900	135,850	
		人件費	一般職	63,854	65,915	63,854	68,339	72,688	66,173	78,685	74,688	78,631	82,525
			技術職	7,475	7,613	7,119	7,703	7,171	9,077	9,251	9,364	9,463	10,004
			中間処理	35,523	35,459	33,158	36,831	40,658	33,244	35,919	36,345	35,984	33,414
最終処分	3,587		3,625	3,390	3,526	3,738	3,271	4,009	3,747	3,915	5,302		
処理費	収集運搬費		2,842	8,883	2,803	2,611	3,301	3,814	3,823	3,494	3,960	5,239	
	中間処理費	445,565	434,673	424,627	506,929	224,761	250,862	365,173	336,334	249,434	281,137		
	最終処分費	86	63	64	64	0	0	0	0	0	0		
	車両等購入費	0	0	0	1,869	7,810	0	0	0	0	0		
	委託費	収集運搬費	144,045	144,027	147,254	147,653	149,933	153,792	153,891	158,404	168,398	170,389	
中間処理費		294,907	299,085	310,025	335,987	543,013	572,418	568,869	679,982	607,968	653,934		
最終処分費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他		0	0	0	0	7,225	35	299	370	1,449	16,300		
組 合 分 担 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	調査研究費	4,158	4,056	4,719	4,041	4,226	3,785	4,048	5,318	6,144	5,984		
	小 計	1,002,042	1,003,399	997,013	1,115,553	1,064,525	1,096,470	1,223,966	1,308,046	1,165,345	1,264,227		
	その他	5,097	4,282	19,629	4,488	4,557	6,469	0	6,211	6,488	8,707		
の 他			1,104,512	1,208,914	1,119,310	1,225,641	1,184,224	1,228,339	1,366,966	1,459,458	1,313,733	1,408,783	
合 計			1,104,512	1,208,914	1,119,310	1,225,641	1,184,224	1,228,339	1,366,966	1,459,458	1,313,733	1,408,783	
建設・改良費+ 処理及び維持管理 費+その他	市民1人当たり（円/人）		22,212	24,278	22,529	24,649	23,909	24,834	27,732	29,678	26,792	28,851	
		県民1人当たり（円/人）	18,227	19,502	22,746	23,061	18,089	20,305	18,461	19,361	21,231		
	上記の内、処理及 び維持管理費	市民1人当たり（円/人）	20,151	20,151	20,067	22,435	21,493	22,167	24,831	26,599	23,766	25,890	
		県民1人当たり（円/人）	15,949	17,271	16,212	15,975	16,025	15,680	16,486	17,334	18,592		

(図 5-7) ごみ処理経費の推移



(図 5-8) 処理及び維持管理費（ランニングコスト）の内訳の推移



8) 温室効果ガス排出量

総合環境センターでは、溶融処理施設基幹的設備改良工事（2012（平成24）～2014（平成26）年度）を実施し、効率的な運転による温室効果ガス排出量削減に努めており、2025（令和7）年度の排出量は4,624 t o n - C O₂です。また、令和5年度からコークス使用量を削減させるために廃材由来の木質バイオマスチップを使用しての混焼を開始しました。

国の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）では、温室効果ガス排出量削減目標として「2030年度において、2013年度比26.0％削減」を掲げ、「亀山市地球温暖化防止対策実行計画（事務事業編）」（2021（令和3年）3月策定）でも同様の削減目標を掲げています。

市施設全体の温室効果ガス排出量に占める総合環境センターの割合は高いことから、「2030年度において、2013年度比26.0％削減」を目標として温室効果ガス排出量削減に取り組めます。

（表 5-6）総合環境センターにおける温室効果ガス排出量の推移

対象項目		R2	R3	R4	R5	R6	R7
電気	使用量(kwh)	2,534,825	2,508,990	2,972,473	2,523,873	2,670,603	2,664,668
	CO ₂ (t)	1,092	1,018	1,334	1,158	1,124	1,095
L P G	使用量(k g)	—	—	—	—	—	—
	CO ₂ (t)	—	—	—	—	—	—
灯油	使用量(ℓ)	151,440	149,600	182,246	191,530	173,040	248,650
	CO ₂ (t)	375	341	453	480	432	623
A 重油	使用量(ℓ)	—	—	—	—	—	—
	CO ₂ (t)	—	—	—	—	—	—
ガソリン	使用量(ℓ)	1,470	817	1,143	1,140	1,125	1,137
	CO ₂ (t)	2	2	2	2	2	2
軽油	使用量(ℓ)	40,818	35,652	34,728	35,469	33,955	30,201
	CO ₂ (t)	95	93	90	94	89	78
コークス	使用量(k g)	1,016,991	1,060,051	1,091,301	967,339	941,886	888,661
	CO ₂ (t)	3,223	3,359	3,457	3,074	2,994	2,826
合計	CO ₂ (t)	4,787	4,813	5,336	4,808	4,641	4,624

※2019（令和元）年度は亀山市総合環境センター及び亀山市衛生公苑の温室効果ガス排出量が市施設全体の約38パーセントを占めている。

※総合環境センターにおける2013（平成25）年度の温室効果ガス排出量は、●●CO₂（t）。

(2)「循環」に関する現状と課題

1) 現状と課題

- ① 2025（令和7）年度の1人1日当たりのごみ排出量は856gで、本計画当初目標値2030（R12）の880gを下回っています。このような状況の中、ごみの発生・排出を抑制するためには、市民、事業者、行政等それぞれが、ものを大切に使い、無駄にごみを出さないことの必要性について認識し、引き続き実際の取組に繋がっていく必要があります。
- ② 家庭系ごみは、令和2年度をピークに減少傾向にありますが、事業系ごみは排出量が横ばいとなっています。
- ③ 2025（令和7）年度に調査したごみピット内のごみの性状では、紙類が36.7%含まれており、資源化できる紙類が多く含まれていることが考えられます。
- ④ 本計画では資源化率の当初目標値を38.0%としていましたが、2025（令和7）年度実績は24.5%でした。これは資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活性化による資源物が減少したことによる影響が考えられます。
- ⑤ 高齢者や担い手不足による集団回収活動団体数の減少などにより、集団回収活動による資源化量が減少している。
- ⑥ 食品ロスは、生産、流通、販売、消費の各段階で日常的に発生しています。このうち、市民生活に密接に関わる販売・消費における食品ロス削減に向けた取組を進める必要があります。
- ⑦ プラスチックごみの資源循環の促進を図るため、プラスチックごみの分別収集等について具体的な検討を行う必要があります。
- ⑧ ごみを安全かつ適正に収集・運搬するとともに、回収したごみを適正に処理し、処理後、可能な限り資源として有効利用を図る必要があります。
- ⑨ 溶融飛灰の山元還元を開始した平成22年度時点における亀山市総合環境センター最終処分場の残余容量は583m³となり、溶融飛灰発生量1年分を保管することができない空き容量となっています。このことから災害等非常時に向けた空き容量確保のため、令和2年度から5年度まで民間処理施設を活用した埋立処分を行ってきたことから、現在は概ね発生量2年分程度の空き容量を確保していますが、大規模災害に備えて更に空き容量の拡大に努める必要があります。
- ⑩ 亀山市八輪衛生公苑最終処分場掘起しごみの処理については、当初の予定数量まで処理できたことから、現在休止としていますが、引き続き掘起し事業の方向性について検討する必要があります。
- ⑪ 2033（令和15）年度からの次期ごみ処理施設稼働開始とした、令和8年度に亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想を策定しました。次ステップとして、次期ごみ処理施設に係る整備手法・運営方法・財源等について詳細な検討や法的諸手続き等を進める必要があります。また、これに伴い、2025（令和7）年度には、2032年

度（令和１４）年度を現有ごみ処理施設の稼働最終年度とした亀山市総合環境センター溶融施設長寿命化計画の改定を行いました。

- ⑫破碎粗大ごみ処理施設（１９９０（平成２）年３月供用開始）は稼働後３５年、適正処理困難物二軸破碎施設（１９９８（平成１０）年１２月供用開始）は稼働後２７年が経過して主要設備の一部は老朽化が進み、両施設の稼働が停止した場合の市民生活に与える影響は重大となることから、次期ごみ処理施設への処理を引き継ぐまでの間、適正処理が行えるよう、外部委託を含めた方向性を検討する必要があります。
- ⑬ごみ処理経費については、溶融消耗品の契約方法の見直しや使用量が低減できるものへの変更、溶融処理施設運転管理委託の複数年契約の導入（２０２３（令和５）～２０２７（令和９）年度）などによりコスト削減に努めてきましたが、処理及び維持管理費（ランニングコスト）は依然として高止まりであることから、さらなる経費削減に努める必要があります。
- ⑭使用済小型電子家電の回収量は、市内５ヶ所に設置した回収ボックスの活用や破碎粗大ごみからのピックアップ回収によりその拡大に努めていますが、対象外の機器も混入することから、趣旨と目的のさらなる周知が必要です。
- ⑮リチウムイオン電池やモバイルバッテリーを起因とする処理施設やごみ収集車両の火災が全国的に増加していることから、これらを破碎粗大ごみの「危険ごみ」に区分し、令和５年度から分別収集を開始しました。しかしながら、分別や出し方が不十分なことあり、更なる周知に努める必要があります。

２）現施策を継続した場合のごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測（再計）を表５－７に示します。現施策のみ継続した場合、家庭系ごみ事業系ごみ、集団回収量とも緩やかに減少していくものと考えられます。

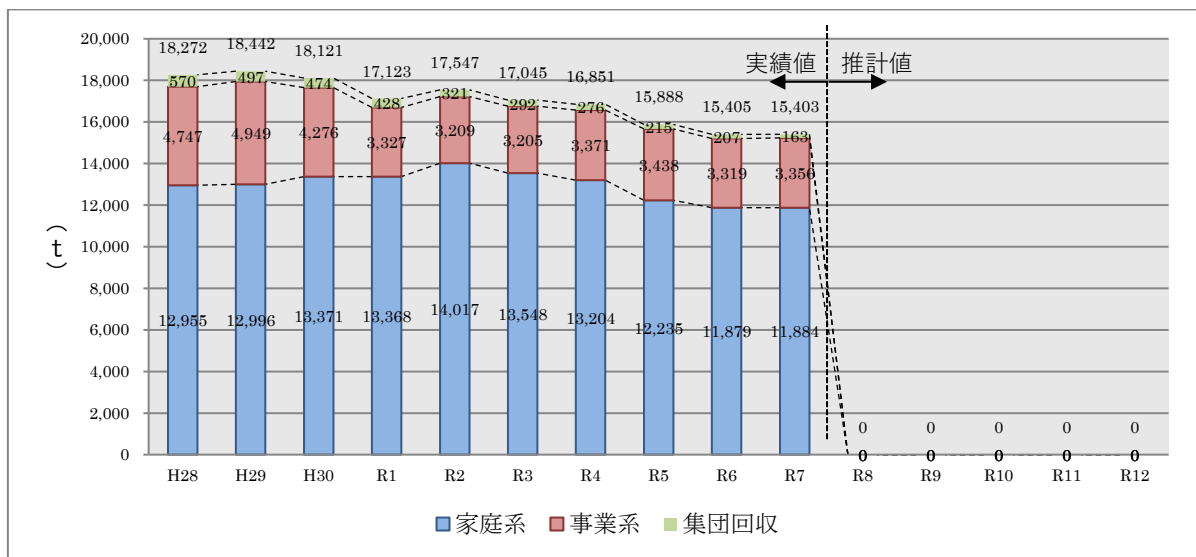
また、家庭系ごみの内訳を見ると、収集量は減少する一方で、直接搬入量は横ばいとなると予測されます。

(表 5-7) 現施策を継続した場合のごみ排出量の予測

年度	家庭系ごみ				計	事業系	集団回収	排出量合計	排出原単位	実績 ↑ ↓ 予測 目標年度
	一般ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入						
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(g/人・日)	
H28	9,051	856	541	2,507	12,955	4,747	570	18,272	1,007	
H29	9,213	756	558	2,469	12,996	4,949	497	18,442	1,015	
H30	9,439	715	596	2,621	13,371	4,276	474	18,121	999	
R1	9,264	660	576	2,868	13,368	3,327	428	17,123	943	
R2	9,221	772	643	3,381	14,017	3,209	321	17,547	971	
R3	8,791	1,061	608	3,088	13,548	3,205	292	17,045	945	
R4	8,784	1,041	540	2,839	13,204	3,371	276	16,851	928	
R5	8,182	845	494	2,714	12,235	3,438	215	15,888	883	
R6	7,934	834	516	2,595	11,879	3,319	207	15,405	861	
R7	7,864	794	487	2,739	11,884	3,356	163	15,403	856	
R8										
R9										
R10										
R11										
R12										

(図 5-9) 現施策を継続した場合のごみ排出量の予測

(年度)



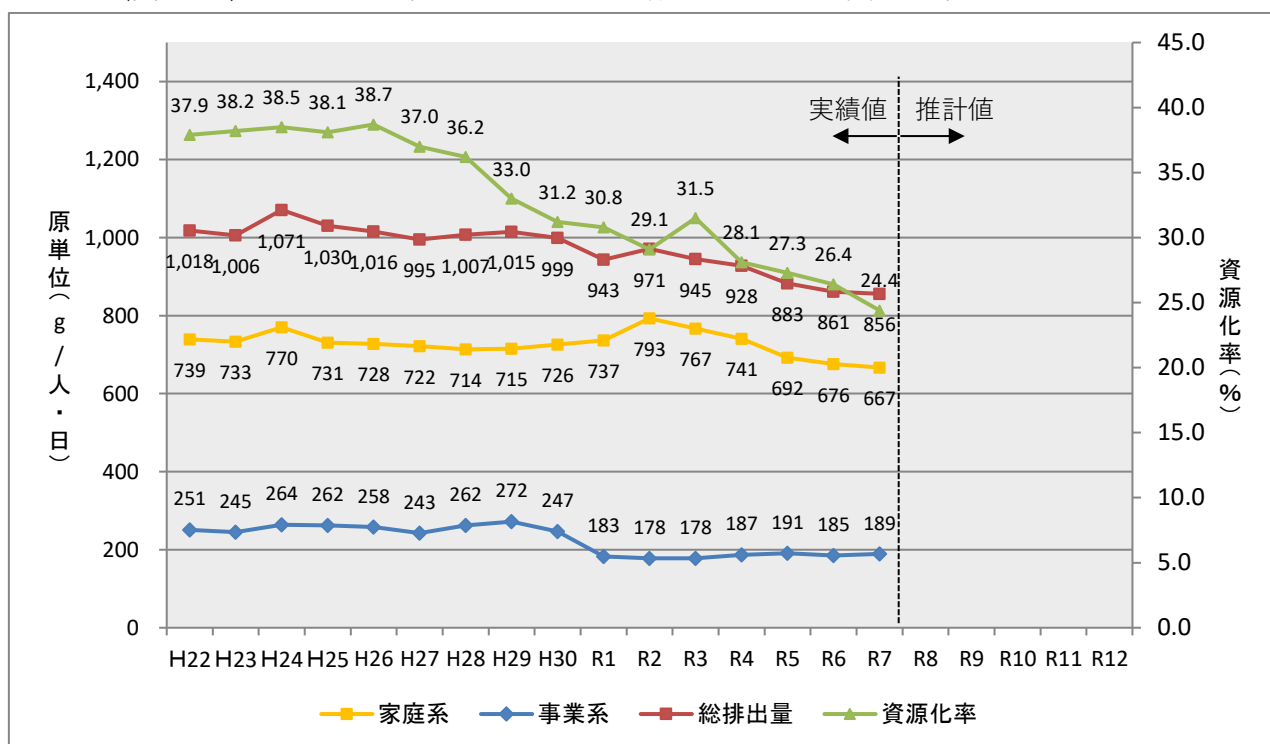
3) 現施策を継続した場合のごみ排出量原単位と資源化率の予測

ごみ排出量の推計値を市民1人1人当たりの排出量に換算すると、計画目標年度となる2030（令和12）年度に●●●g／人・日になると予測されます。

家庭系ごみは、収集量は減少するものの直接搬入量が増加することで緩やかに増加し、事業系ごみは緩やかに減少していくものと予測されます。

資源化率は、2021（令和3）年度から雑がみの本格実施を開始したものの、他の資源化物の減少により緩やかに減少するものと予測されます。

（図 5-10）現施策を継続した場合のごみ排出量原単位と資源化率の予測



(3) 位置付けと趣旨

亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第6条

本章では、基本構想における基本施策『「循環」：循環型社会の構築』を達成するための取組方針と施策及び成果指標を記載しています。

また、本章「循環」、第1章、第2章、第7章及び第8章を併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画））として位置付けます。

「亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」策定の趣旨

現在までの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、長期的視点にたった一般廃棄物の適正な処理を図るとともに、循環型社会の構築を実現していくために「亀山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」を策定します。

(4) 「三重県循環型社会形成推進計画」におけるモニタリング指標

三重県では、2026（令和8）年3月に策定した「三重県循環型社会形成推進計画」において、2030（令和12）年度の「1人1日当たりのごみ排出量」、「資源化率」、「最終処分量」をモニタリング指標として表5-8のとおり設定しています。

その中で、県は「1人1日当たりのごみ排出量」を862g/人・日とし、本市が現施策を継続した場合の推計値は832g/人・日と予測されます。

「資源化率」については、県の19.7％に対して、本市が現施策を継続した場合の推計値は●●.●％になると予測されます。

（表5-8）三重県のモニタリング指標と本市推計値との比較

単位：1人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）、資源化率（％）

	R5実績	R12予測	R5に対するR12減量化率
【本市】1人1日当たりのごみ排出量	882	832	5.7％
【三重県】1人1日当たりのごみ排出量	892	862	3.4％
【本市】資源化率	27.3	●●.●	
【三重県】資源化率	19.5	19.7	

※県のモニタリング指標は、2018（平成30）年度の現状値。

(5) ごみの総排出量の予測

将来人口推計から、本市における排出抑制等施策後のごみの総排出量は、2025（令和7）年度には16,629t、2030（令和12）年度には16,046tになると予測されます。

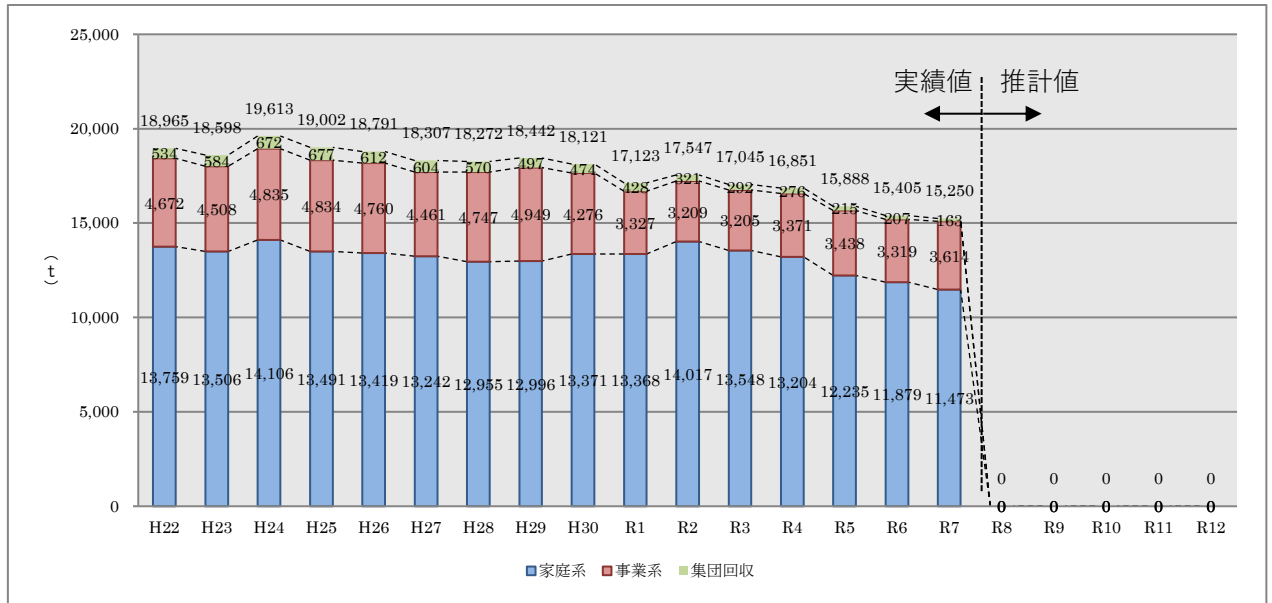
(表 5-9) 排出抑制等施策後のごみ排出量の予測

	現状 2019年度 (令和元)年度	実績 2025年度 (令和7)年度	予測(再計) 2030年度 (令和12)年度
家庭系ごみ	13,368t	11,473t	
事業系ごみ	3,327t	3,614t	
集団回収	428t	163t	
合 計	17,123t	15,250t	

(表 5-10) 排出抑制等施策後のごみ排出量の予測

年度	家庭系ごみ				計 (t/年)	事業 系 (t/年)	集団 回収 (t/年)	排出量 合計 (t/年)	排出 原単位 (g/人・日)	
	一般ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	直接搬入						
	(t/年)	(t/年)	(t/年)	(t/年)						
H22	9,542	1,408	857	1,952	13,759	4,672	534	18,965	1,018	実績 ↑ ↓ 予測 目標年度
H23	9,611	1,340	663	1,892	13,506	4,508	584	18,598	1,006	
H24	9,763	1,572	628	2,143	14,106	4,835	672	19,613	1,071	
H25	9,207	1,481	564	2,239	13,491	4,834	677	19,002	1,030	
H26	9,295	1,349	539	2,236	13,419	4,760	612	18,791	1,019	
H27	9,251	1,032	566	2,393	13,242	4,461	604	18,307	995	
H28	9,051	856	541	2,507	12,955	4,747	570	18,272	1,007	
H29	9,213	756	558	2,469	12,996	4,949	497	18,442	1,015	
H30	9,439	715	596	2,621	13,371	4,276	474	18,121	999	
R1	9,264	660	576	2,868	13,368	3,327	428	17,123	943	
R2	9,221	772	643	3,381	14,017	3,209	321	17,547	971	
R3	8,791	1,061	608	3,088	13,548	3,205	292	17,045	945	
R4	8,784	1,041	540	2,839	13,204	3,371	276	16,851	928	
R5	8,182	845	494	2,714	12,235	3,438	215	15,888	883	
R6	7,934	834	516	2,595	11,879	3,319	207	15,405	861	
R7	7,610	794	484	2,585	11,473	3,614	163	15,250	856	
					0			0		
					0			0		
					0			0		
					0			0		
					0			0		

(図 5-11) 排出抑制等施策後のごみ排出量の予測



（６）資源化量と資源化率の予測

本市における排出抑制等施策後のごみの資源化量について、当初計画では、２０２２（令和４）年度４月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、令和７年度を目途に取り組み、プラスチックごみの減量と循環の促進を図る計画でしたが、今後計画されている次期ごみ処理施設施設整備の竣工に合わせて、綿密に計画し実施することとしたことから、推計値を再計し目標値を下方修正することといたしました。なお、次期ごみ処理施設整備後は、本法律の趣旨に則り、市内プラスチックごみのに資源循環を促進します。

（表 5-11）排出抑制等施策後の資源化量と資源化率の予測

	現状 ２０１９年度 （令和元）年度	実績 ２０２５年度 （令和７）年度	予測（再計） ２０３０年度 （令和１２）年度
直接資源化量	１，０４１ｔ	１，０５５ｔ	
施設資源化量	３，８００ｔ	２，５１４ｔ	
集団回収量	４２８ｔ	１６３ｔ	
合 計	５，２６９ｔ	３，７３２ｔ	
資源化率	３０．８％	２４．５％	

(表 5-12) 排出抑制等施策後の資源化量の予測

年度	溶融処理		破碎粗大 ごみ 処理	ペット ボトル 圧縮 梱包	刈り草 堆肥化 処理	直接資源化										集団 回収	排出 量合 計
	スラグ メタル	飛灰	金属 類	ペット ボトル	堆肥	紙類	紙パ ック	びん類	白色 トレイ	プラス チック 類	布類	その他	雑がみ	その他色 びん			
H22	2,417	429	778	12	1,155	1,365	10	236	1	0	3	173	0	0	534	7,113	
H23	2,624	421	725	22	1,031	1,342	10	235	1	0	3	105	0	0	584	7,103	
H24	2,805	435	713	32	977	1,526	9	212	3	0	2	157	0	0	672	7,543	
H25	2,402	473	673	94	1,073	1,506	8	212	7	0	2	116	0	0	677	7,243	
H26	2,439	793	685	78	979	1,347	9	206	5	4	0	121	0	0	612	7,278	
H27	2,555	581	753	85	866	1,036	10	194	4	2	0	80	0	0	604	6,770	
H28	2,521	696	678	71	921	864	8	176	4	0	1	109	0	0	570	6,619	
H29	2,549	720	673	75	535	740	8	166	4	4	2	105	0	0	497	6,078	
H30	2,119	624	729	88	720	627	8	164	3	4	4	84	0	0	474	5,648	
R1	2,261	616	838	85	0	732	7	163	3	6	4	126	0	0	428	5,269	
R2	2,099	674	857	87	0	737	9	164	3	5	0	181	15	10	321	5,162	
R3	2,264	651	832	87	0	872	9	193	2	5	3	154	71	32	292	5,467	
R4	1,913	615	639	87	0	856	8	197	2	4	9	121	79	34	276	4,840	
R5	1,729	591	599	104	0	805	8	176	2	6	12	91	74	31	215	4,443	
R6	1,518	519	608	86	0	814	7	183	2	5	12	94	66	30	207	4,151	
R7	1,415	541	504	89	0	710	7	156	2	5	7	86	57	19	163	3,761	
R8																0	
R9																0	
R10																0	
R11																0	
R12																0	

実績

↑

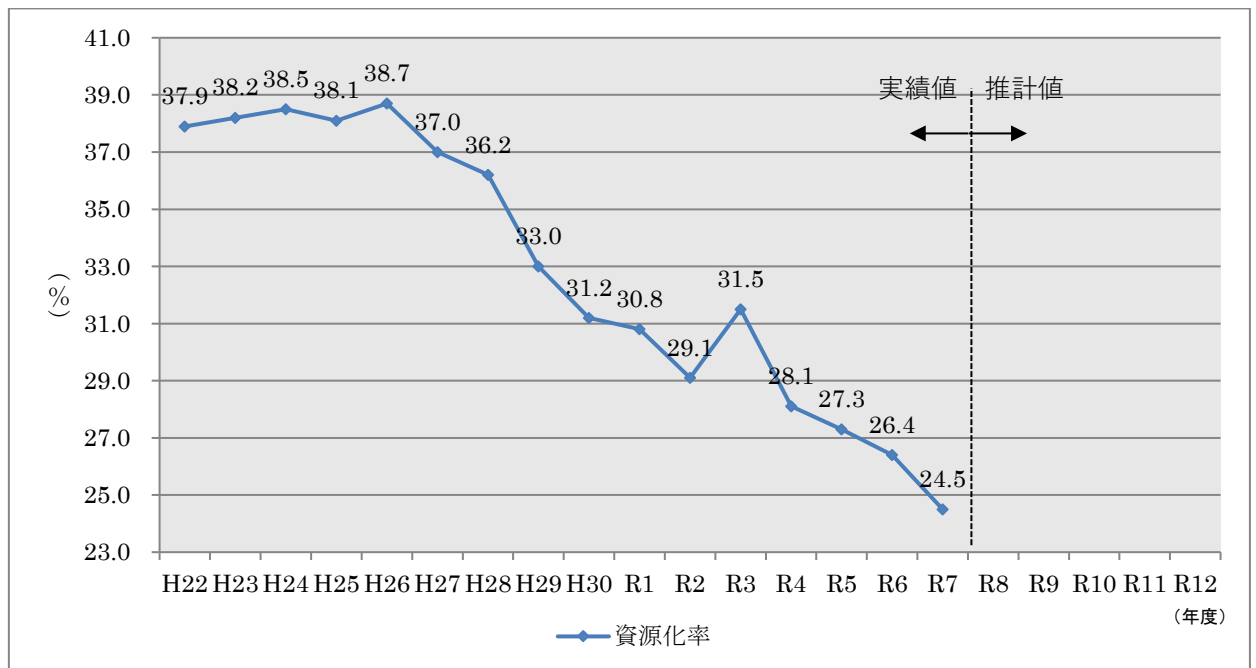
予測

0

目標年度

実績
↑
↓
予測
目標年度

(図 5-12) 排出抑制等施策後の資源化率の予測



(7) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

本市における分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分等は次のとおりです。

(表 5-13) 一般廃棄物の種類及び分別の区分

ごみの種類		分別の区分
一般ごみ		溶融する（溶かす）ごみ 長さ 50 cm 以下のもの
破砕粗大ごみ		破砕する（細かく砕く）ごみ 金属類を資源化するもの
	有害ごみ 危険ごみ	蛍光灯、水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計、小型充電式電池以外の電池類（乾電池、ボタン電池など） ガス缶・スプレー缶、ライター、小型充電式電池・小型充電式電池を取り外すことが困難な充電式家電
不燃系資源ごみ		飲料用缶 茶色びん 無色透明びん リターナブルびん その他色びん
可燃系資源ごみ		新聞（チラシを含む） ダンボール 雑誌・本・パンフレット 古布・毛布（綿の白色シャツ・綿シーツ） 飲料用紙パック（500ml 以上で中が白色のもの） 雑がみ
ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ		ペットボトル・ペットボトルのふた・食品用白色トレイ（発泡スチロール製）
拠点回収を実施しているごみ		使用済小型家電

(8) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1) 収集・運搬計画

・収集・運搬の基本的な考え方

市は、生活環境に支障を及ぼすことがないように、市域から排出される家庭系ごみを迅速に収集し、亀山市総合環境センターまで運搬する安全かつ効率的な収集・運搬体制を構築します。

事業系ごみの適切かつ安全な処理を行うため、事業系ごみを事業者自らが亀山市総合環境センターまで運搬できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可事業者収集・運搬を委託するものとします。

・収集区域の範囲

亀山市全域とします。

・収集・運搬の方式

家庭系ごみの収集は、ステーション方式を継続し、ごみ集積所の位置・配置数は施設管理者（自治会等）と調整のうえ、地域の状況を考慮し、適宜見直します。

本市が配置を承諾したごみ集積所に排出された家庭系ごみは、収集日程に基づき、本市（直営または委託）が収集し、亀山市総合環境センターへ運搬します。

・収集・運搬量の予測

2025（令和7）年度の実績は次のとおりになります。また、2030（令和12）年度の本市におけるごみの収集・運搬量を再計すると、次のとおり予測されます。

（表 5-14）収集・運搬量の予測

		現状 2019年度 (令和元) 年度	実績 2025年度 (令和7) 年度	予測（再計） 2030年度 (令和12) 年度
家庭系 ごみ	収集	10,500 t	8,887 t	
	直接搬入	2,868 t	2,585 t	
事業系ごみ		3,327 t	3,613 t	
合 計		16,695 t	15,085 t	

2）中間処理計画（再生利用を含む）

・中間処理の基本的な考え方

本市の分別区分に基づき中間処理が必要なもの（資源ごみは除く。）として収集し、亀山市総合環境センターに運搬されたごみは、処理前に再生利用が可能なものを選別するピックアップ回収を行い、極力資源化を図ります。

また、各中間処理工程で処理を行ったごみについても、処理後再生利用が可能なものは分別・回収し、資源化を図ります。

ごみ溶融処理工程では、サーマルリサイクル（※）を継続するとともに、スラグ・メタルを資源化します。

最終処分の対象となる溶融飛灰については、引き続き山元還元方式による全量再資源化を行い、最終処分量「ゼロ」を継続します。

※「サーマルリサイクル」廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること

・中間処理の方法及び処理量の予測

2025（令和7）年度及び2030（令和12）年度の本市における中間処理の方法別の処理量はそれぞれ次のとおり予測されます。

（表 5-15）中間処理の方法及び処理量の予測

処理対象	中間処理の方法	現状 2019年度 (令和元) 年度	実績 2025年度 (令和7) 年度	予測（再計） 2030年度 (令和12) 年度
一般ごみ、破碎粗大ごみ処理残渣、掘起しごみ、し渣・脱水汚泥、その他溶融処理可能なごみ	ごみ溶融処理施設で、溶融処理を行います。	19,423 t	16,361 t	
破碎粗大ごみ（使用済小型家電、羽毛製品、有害ごみ、危険ごみを除く。）	破碎粗大ごみ処理施設で、破碎・磁選処理を行います。 若しくは適正処理困難物二軸破碎処理施設で破碎処理を行います。	2,849 t	1,883 t	
	使用済小型家電	—	—	
	羽毛製品	—	—	
	有害ごみ・危険ごみ	—	—	
ペットボトル	ペットボトル圧縮梱包機で処理し、再生事業者に引き渡します。	85 t	89 t	
資源ごみ (直接資源化)	収集又は直接搬入されたその他の資源ごみを再生事業者に引き渡します。	—	—	
合 計		22,357 t	18,333 t	

・中間処理に伴うエネルギー回収・利用方法

ごみ溶融処理施設における中間処理によって廃熱ボイラーから発生する蒸気を利用して発電し、施設で利用するとともに、余剰電力については売電を行います。

なお、エネルギー回収の効率を高めるため、廃材等の二軸破碎処理ごみの混合投入や、廃材由来の木質バイオマスチップでの混焼を行うとともに、必要に応じて計画停止し、効率的かつ効果的な運転に努めます。

（表 5-16）ごみ発電量等の推移

	(kWh)									
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発電機電力	4,264,830	4,934,600	4,853,250	4,746,890	4,761,093	5,026,760	4,484,380	4,396,010	3,935,770	3,888,970
逆送電力	141,150	206,430	169,230	202,600	204,880	189,080	106,280	120,090	113,120	149,480
受電電力	2,749,500	2,270,310	2,496,430	2,560,300	2,534,825	2,508,990	2,977,230	2,754,604	2,720,570	2,735,800

※1 発電機電力：施設内で使用したごみ発電電力 ※2 逆送電力：電気事業者に売却したごみ発電電力

3) 最終処分計画

亀山市総合環境センター最終処分場、亀山市八輪衛生公苑最終処分場、関町不燃物投棄場の3施設を有しており、それぞれの基本方針は次のとおりです。

亀山市総合環境センター最終処分場

・最終処分の基本的な考え方

本市のごみ処理において唯一最終処分の対象となる、ごみ溶融処理施設の処理工程で発生する溶融飛灰については、2010（平成22）年度以降行っている山元還元方式による全量再資源化処理を継続します。

・最終処分の方法と処分量

発生した溶融飛灰については、全量を再資源化することで、最終処分は行いません。

・亀山市総合環境センター最終処分場保管の溶融飛灰の取り扱い

山元還元方式による溶融飛灰の再資源化処理を開始する以前に発生し、亀山市総合環境センター最終処分場に保管している溶融飛灰は、キレート処理（飛灰に含まれる有害重金属をキレート剤で固定し、重金属が溶出しないように処理するもの）により無害化し、セメント固化した造粒物となっています。

これらセメント固化した溶融飛灰は、大規模災害時の溶融処理で生じる溶融飛灰の再資源化処理や民間施設での最終処分が困難になることを想定し、亀山市総合環境センター最終処分場の空き容量を確保するため民間業者に委託して埋立処分を行ってきました。更なる空き容量拡大の必要に応じて、事業再開に向けた検討を行います。

亀山市八輪衛生公苑最終処分場

・最終処分場再生事業（掘起し）の休止

2024（令和6）年度まで、埋められたごみは最終処分場再生のために掘起し、篩機により一般ごみと大塊・金属類、土砂に篩い分けしたうえで、一般ごみは溶融処理、大塊・金属類は再資源化し、土砂は最終処分場に埋め戻していましたが、当初の予定数量まで達したことから、令和8年度現在、本事業は休止しています。引き続き、掘起し事業の方向性について検討する必要があります。

(表 5-17) 掘起しごみ処理の推移

(t)

年度	掘起し量	溶融処理量	資源化量	埋め戻し量
H12～H27	64,282	31,632	1,594	31,056
H28	2,763	2,187	25	551
H29	2,918	2,217	85	616
H30	2,829	2,445	52	332
R1	2,475	2,074	14	387
R2	2,312	1,906	60	346
R3	2,050	1,683	20	347
R4	1,776	1,361	53	362
R5	1,788	1,306	27	455
R6	678	490	11	177
R7	0	0	0	0
合計	83,871	47,301	1,941	34,629

関町不燃物投棄場

・現在休止していますが、水質検査を実施し、周辺水環境に悪影響を与えていないことを確認するための水質モニタリングを継続します。

2 取組方針と施策

「抑制する」

ごみの発生・排出を抑制する。

施策の方向

- 1) ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) ごみの排出抑制に関する取組の推進

施策

- 1) ごみの排出抑制に関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等にごみの使い捨て商品の利用自粛や生ごみの水切りなど排出抑制に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・食を通して、食品ロスの削減に関する啓発を図るため、亀山市食生活改善推進協議会その他関連団体と連携した取組を進めます。
- 2) ごみの排出抑制に関する取組の推進
 - ・ごみダイエットサポーターと協働して、市民目線でのごみ減量に関するアイデア提案や意見交換の機会を創出、活用し 3R の推進に向けて取組めます。
 - ・食品ロスについて、市民生活に密接に関わる販売・消費に焦点を当て、市民・事業者・行政の連携・協力体制を構築し必要な支援を行うことで食品ロス削減の仕組みづくりを検討します。また、食品ロス削減マッチングサービス「かめやまタベスケ」を運用し、事業系食品ロス削減に取り組めます。

- ・食品ロスの約半分が家庭から廃棄されていることから、家庭における食品ロスの発生状況に関する調査結果を踏まえた効果的な対策を検討・実施します。
- ・衣類や靴の再使用を促進するため、衣類等の店頭回収を行っている小売店に関する情報発信と啓発に努めます。
- ・ペットボトル、紙コップや割りばし等の使い捨て製品の利用を減らすため、マイボトルやマイ箸の利用を促進します。
- ・廃プラスチックごみの削減等のため、容器を繰り返し使用できる詰め替え商品を積極的に購入し利用するよう、周知啓発に努めます。
- ・生ごみ処理容器の有効性をＰＲすることにより、市民、事業者における生ごみ処理容器の積極的な利用を促します。また、家庭から出る生ごみの堆肥化を促進するため、生ごみ処理容器の購入を支援し、生ごみの堆肥化を促進します。なお、学校などの公共施設においては、生ごみ処理機を設置して堆肥化を推進します。

「再使用する」

使えるものは繰り返し使う。

施策の方向

- 1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) 公共部門における再使用の推進

施策

- 1) ごみの再使用に関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等にごみの再使用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
 - ・グリーン購入(※)に関する周知・啓発を行うとともに、製品に関する情報提供を行い、グリーン購入の普及促進を図ります。
 - ・家庭用使用済インクカートリッジの再使用を促進するため、メーカーが設置する回収ボックスの利用に関する情報発信と啓発に努めます。
 - ・使用済の小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、小型シール鉛蓄電池）の廃棄について、小売店や行政が設置する回収ボックスの積極的な利用促進を図ります。
 - ・家庭で使わなくなった家財について、リサイクルショップ等の利用促進や、地域の情報サイトやアプリの活用等を図り、不用品の排出抑制に繋がります。
- 2) 公共部門における再使用の推進
 - ・公共工事における再使用を推進するため、公共工事におけるリサイクル資材等の利用を推進します。
 - ・家庭で不要となった日用品を行政が回収し、イベント等においてリユースマーケットを実施し、再使用の推進を図ります。
 - ・「亀山市グリーン購入方針」に基づき、本市で購入する物品等について、グリーン購入を推進します。

※「グリーン購入」製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること

「再生利用する」

資源として有効利用する。

施策の方向

- 1) ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施
- 2) ごみの再生利用の拡大

施策

- 1) ごみの再生利用に関する周知・啓発活動等の実施
 - ・広報かめやま、ホームページ等にごみの再生利用に関する情報を掲載するとともに、各種イベント等において周知・啓発を行います。
- 2) ごみの再生利用の拡大
 - ・山元還元方式による溶融飛灰の全量再資源化を継続します。
 - ・2021（令和3）年4月から分別収集を本格実施している雑がみについては、資源として利用可能な雑がみまで一般ごみに含まれていることが考えられますことから、資源としてより排出されるよう周知するなど資源化量の拡大に努めます。
 - ・資源物の集団回収活動については、現行制度を団体への支援を継続しながら、必要に応じて見直します。また、資源回収活動について広く広報するなどすそ野の拡大を図れるよう取り組みます。
 - ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチックごみの資源循環を促進するため、分別や収集などの運用について、具体的な検討を進めます。
 - ・羽毛布団や使用済小型電子機器、小型充電式電池などのピックアップ回収または拠点回収しているごみの効果的な回収方法を検討し、資源化量の拡大に取り組みます。

「適正に処理する」

適正に収集及び処理し、資源として有効利用する。

施策の方向

- 1) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施
- 2) ごみの種別に応じた適正処理の推進
- 3) ごみ処理施設の整備等に関する検討
- 4) ごみ処理に関する情報の公開

施策

- 1) ごみの安全・安心で安定的な収集・運搬の実施
 - ・市が実施する家庭系ごみの収集・運搬について、安全かつ効率的な体制を継続して実施します。
 - ・生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、自治会等が設置する塵芥集積施設の整備等を支援します。
 - ・自治会等が管理する野積みごみ集積所については、ごみの飛散、鳥獣による被害防止のためカラス除けネットの貸出しを行い、必要に応じて整備場所の支援を行います。
 - ・不適正排出をなくすため、搬入される事業系ごみの確認を行い、事業所に対する適正排出指導を徹底します。
 - ・塵芥集積施設からの資源物の持ち去り行為を抑制するため、引き続き監視パトロールを実施するとともに、「亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、厳正に対処します。
- 2) ごみの種別に応じた適正処理の推進
 - ・一般ごみ等の溶融処理、粗大ごみ破碎処理（※）、ペットボトルの圧縮梱包処理等、ごみの種別に応じて、適切な中間処理を行います。
 - ・一般廃棄物や災害廃棄物の処理により発生する溶融飛灰は、山元還元方式による環境への負荷の少ない全量再資源化による最終処分量ゼロを継続し、亀山市総合環境センター最終処分場の空き容量を常に確保し大規模災害に備えつつ、更なる空き容量拡大に向け、検討を行います。
 - ・災害廃棄物については、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から適切かつ迅速

な処理に努めます。

- ・ 亀山市八輪衛生公苑最終処分場については、当初計画した処理量を終了し、現在事業を休止しているところですが、今後、今後の掘起し事業の方向性を検討します。
- ・ ごみ溶融処理施設については、引き続き長寿命化計画に基づく大規模整備工事を実施するとともに、施設の適切な維持管理を行うことにより、適正かつ安定したごみの処理と効率的な操業に取り組めます。

3) ごみ処理施設の整備等に関する検討

- ・ 2026（令和8）年度に、「亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想」を策定したことから、本構想に基づき、詳細な整備手法、管理・運営方法等を検討し、稼働開始計画年度に向けて着実に取り組めます。
- ・ 粗大ごみ破碎処理施設及び適正処理困難物二軸破碎処理施設は老朽化による処理への影響が懸念されます。現有ごみ溶融処理施設の稼働計画最終年度まで破碎粗大ごみの安定した処理を継続するため、次期ごみ処理施設への処理を引き継ぐまでの間、適正処理が行えるよう、外部委託を含めた方向性について検討を行います。

4) ごみ処理に関する情報の公開

- ・ ごみ施策に関する情報に加えて、ごみ排出量の推移やごみ処理経費など近隣自治体や人口規模が類似する自治体と比較する等市民にわかりやすく発信し、ごみ処理の透明性の確保に努めます。

5) ごみ処理有料化の検討

ごみの排出量に応じたごみ処理経費を負担いただくため、家庭ごみの有料化、事業系ごみの処理手数料の見直しについて検討を行います。

※「粗大ごみ破碎処理」破碎粗大ごみを破碎した後、磁力により選別資源物と破碎残渣に選別し、選別資源物は資源化、破碎残渣は溶融処理を行います。

3 成果指標

基本施策である『「循環」：循環型社会の構築』の達成に向け、次の成果指標を設定し、取組を推進していきます。

なお、基本施策の達成に向けた取組を通して、関係するSDGsのゴールの達成に貢献していきます。

「循環」：循環型社会の構築

指標① 1人1日当たりのごみ排出量

現状値：2019（令和 元）年度 943 g／人・日

実績値：2025（令和 7）年度 856 g／人・日

目標値：2030（令和12）年度 ●●● g／人・日

1人1日当たりのごみ排出量：ごみ総排出量÷人口÷365（366）日

指標② ごみの資源化率

現状値：2019（令和 元）年度 30.8％

実績：2025（令和 7）年度 24.4％

目標値：2030（令和12）年度 ●●. ●％

指標③ 溶融飛灰の資源化率（最終処分量）

現状値：2019（令和 元）年度 100％（0 t）

実績値：2025（令和 7）年度 100％（0 t）

目標値：2030（令和12）年度 100％（0 t）



ワークショップや関係団体等へのヒアリングでいただいた主な意見

- ・市民と行政が連携して、ごみを減らすだけでなく、資源化できるごみを増やす。包装紙や雑紙を分別して資源として活用する。
- ・食品ロスの削減（自分で判断できる力をつける（賞味・消費期限））。
- ・市民のごみに対する意識を高める取組の推進。
- ・ムダが出にくい仕組み・制度の構築。